

平成27年4月22日
公正取引委員会

行政事業レビューに係る行動計画

第1 行政事業レビューの取組体制

1 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し、チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は以下のとおりとする。

総括責任者：官房総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メンバー：官房総務課会計室長，官房総務課企画官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事務局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組事項

チームは、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取

エ 前記ア，イ及びウを踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

オ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

カ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

2 行政事業レビュー外部有識者会合

(1) 会合の構成

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部の視点を活用したレビューを実施する。外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績，職歴等を勘案して、チームの総括責任者が3名を選任する。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般，個別の行政分野の在り方等に識見を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み，実態，問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態，地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

なお，外部有識者のうち，点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する審議会，検討会等の委員，専門委員等になっていた者は，当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(2) 会合の取組事項

外部有識者会合は，外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ，以下の取組を行うものとする。その際，チームは，外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について，外部有識者に対し周知する。また，必要に応じ，事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設ける。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 当該府省におけるレビューの取組状況の随時点検，必要に応じた意見の提出

ウ 当該府省におけるレビューの取組を踏まえた，翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート最終公表後）

第2 取組の進め方

1 事業単位の整理

事務的経費，人件費等を除く全ての平成26年度の事業について，別途，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する。事業単位の整理に当たっては，レビューと政策評価との連携を確保するため，目標管理型の政策評価の対象となる施策と，当該施策を構成する事務事業に係るレビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）との対応関係を明記する。

2 レビューシートの作成及び中間公表

(1) チームによるレビューシートの作成

チームは，事業単位ごとに，行政改革推進本部事務局が示す様式に従って，レビューシートを作成する。

(2) 事業担当部署による点検及び行政事業レビューシートの記載

事業担当部署は，レビュー対象事業について，予算の支出先，使途，成果，活動実績等を踏まえ，厳正な点検を行い，その結果をレビューシートに記載する。その際，以下の点に特に留意する。

- ・ 事業にどのような課題があり，その課題に対してどのように対応しているのかといった点検の具体的な内容について，可能な限り具体的な説明を行うこと。
- ・ 事業の効果検証や妥当性の検証に当たっては，成果目標や代替的な目標に照らし，実績に基づいて定量的に行うこと。
- ・ レビューシートには，事業所管部局による点検を行った結果として「評価」を記載することとされているが，「評価に関する説明」欄において，当

該「評価」をどのような根拠に基づき行ったのか十分に説明すること。

- ・ 事業の効果や効率化がどの程度進んでいるかなど経年での変化についても記載すること。

また、官房総務課会計室長は、事業担当部署が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているかチェックする。

(3) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次に掲げる期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。この際、レビューと政策評価の一覧性に留意して、国民にとって分かりやすい公表を行うものとする。

- ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則、公開プロセス開始日の10日前
- イ その他の事業は原則平成27年6月末、遅くとも同年7月上旬

3 外部有識者会合

- (1) チームは、原則、次のいずれかに該当する事業について、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

ア 平成26年度に新規に開始したもの。

イ 平成27年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの。

ウ 平成28年度予算概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの。

エ そのほか、チームにおいて、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることとなるようにする観点から選定した平成26年度の事業

- (2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

- (3) チームは、外部有識者による点検の結果を外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

- (4) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

4 公開プロセスの実施

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、次のいずれかに該当するものを公開プロセスの対象事業として選定する。その際、外部有識者会合を活用し、外部有識者の理解を得た上で選定を行うこととし、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論することがふさわしくない事業は対象としないものとする。また、原則、事業単位で1億円未満のものも対象としないものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの。

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの。

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの。

エ 平成27年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）。

オ そのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの。

- (2) 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、チームの総括責任者が選任した3名と、行政改革推進本部事務局が選定した3名とする。チームの総括責任者は、外部有識者から取りまとめ役を指名する。
- (3) 公開プロセスの実施に先立ち、外部有識者に対し、公開プロセス対象事業に係る事前勉強会及び現地ヒアリングの機会を随時提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。
- (4) 公開プロセスは平成27年6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局が定めるルールに従うものとする。
- (5) 公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とし、傍聴も可能とするよう努めるものとする。
- (6) 公開プロセスの結果及び議事は事後に公表するものとする。
- (7) 公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントを概算要求に向けての事業の検討において尊重するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。

5 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームは、レビュー対象事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(2) 概算要求等への反映

チームの所見を平成28年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室予算係は、事業担当部署がチームの所見を概算要求に的確に反映させているかチェックする。

また、事業担当部署は、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく記入する。官房総務課会計室長は、レビューシートの所定の欄において、チームの所見の反映状況等が具体的に分かりやすく記入されているかチェックする。

6 点検結果の最終公表

(1) レビューシートの最終公表

レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、平成28年度予算概算要求における要求額等を記入したレビュー

シートを、概算要求の提出期限までに公表する。

(2) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、レビューシートの最終公表後1週間以内に公表する。

7 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

平成26年度の事業のほか、次に掲げる事業についても、事業担当部署がレビューシートを作成し、記入可能な事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期日を目途にホームページにおいて公表する。ただし、平成27年度新規要求事業については中間公表を行わない。

ア 平成27年度から新規に開始した事業（以下「平成27年度開始事業」という。）は、原則平成27年6月末、遅くとも同年7月上旬

イ 平成28年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「平成28年度新規要求事業」という。）は、平成28年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

なお、平成27年度開始事業は、平成26年度の事業と同時期に、別途、行政改革推進本部事務局が示す様式に従って事業単位を整理する。

(2) チームによる点検

チームは、平成27年度開始事業及び平成28年度新規要求事業についても、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、資金が効率的、効果的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

(3) 概算要求等への反映

チームの所見を概算要求、予算執行等に的確に反映するとともに、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、行政改革推進本部事務局が示す様式に記入の上、次に掲げる期日までにホームページにおいて公表する。

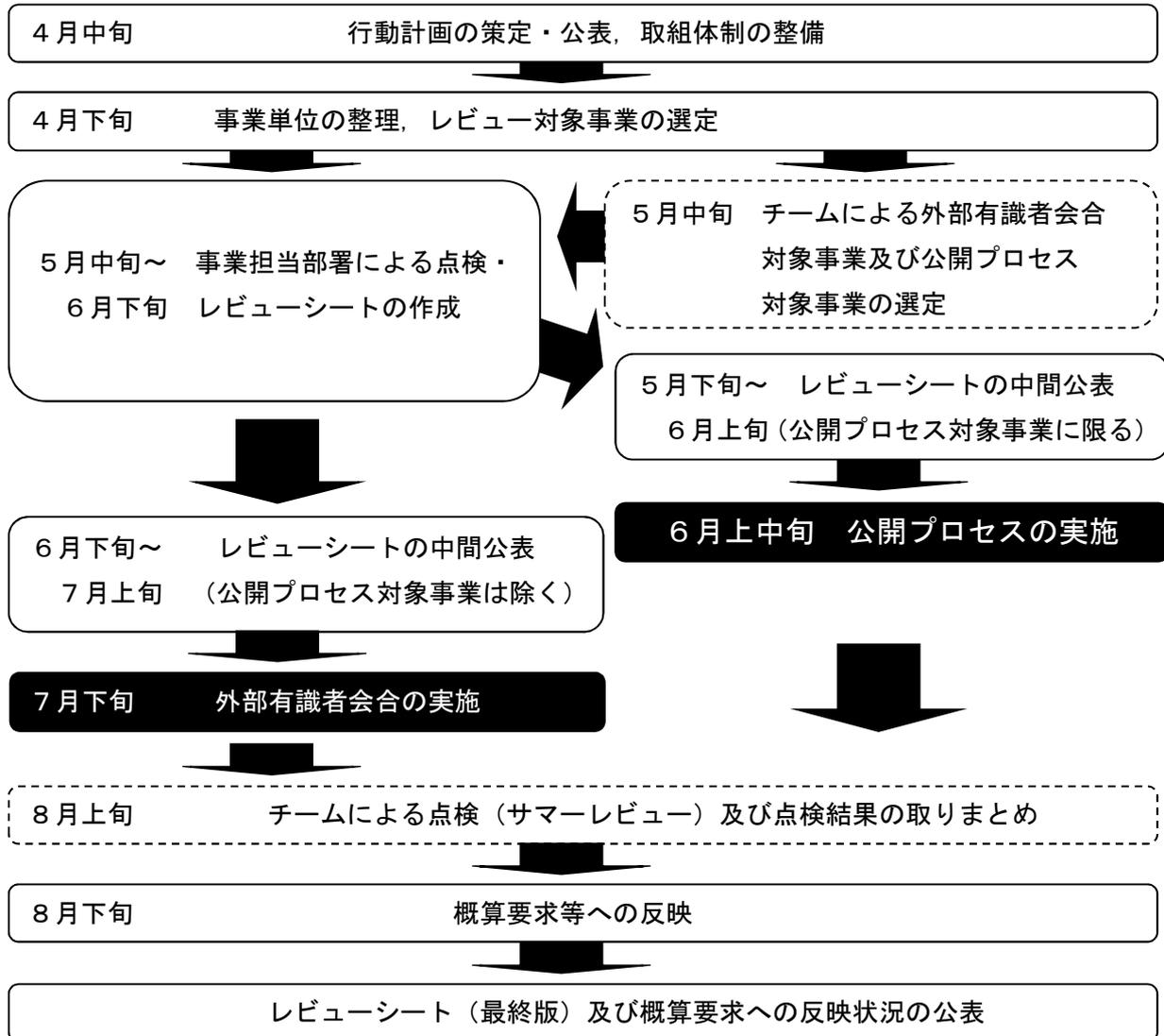
ア 平成27年度開始事業は、レビューシートの最終公表後1週間以内

イ 平成28年度新規要求事業は、平成28年度予算概算要求の提出期限後2週間以内

8 その他

レビューの実施に当たって、チーム及び事業担当部署は、「行政事業レビュー実施要領」（行政改革推進会議 平成27年3月31日改定）の関連する事項に十分に留意する。

第3 平成27年度の取組のスケジュール



平成 25 年 8 月 6 日

行政改革推進会議

平成 26 年 8 月 8 日一部改定

平成 27 年 3 月 31 日一部改定

平成 27 年 5 月 20 日

行政改革推進本部事務局

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点

行政事業レビューにおける事業の点検・見直しは、レビューシートに示された「国費投入の必要性」、「事業の効率性」、「事業の有効性」等の観点を踏まえて行うこととされている。各府省においては、これらの観点に従って事業担当部局が全ての事業の執行実態等の点検を行うとともに、一部の事業については外部有識者による点検を行った上で、行政事業レビュー推進チームによる全事業についての厳正な点検である「サマーレビュー」を行うこととなっている。

これら一連の各府省による事業の点検・見直しがより効果的かつ的確に実施されるよう、また、過去の指摘や見直しの事例が適切に蓄積され引き継がれるよう、行政改革推進会議のとりまとめ（平成 27 年 3 月 31 日）に基づき、行政改革推進本部事務局において公開プロセス、秋のレビュー等から導き出された事業の点検・見直しの具体的な視点や方策を「行政事業レビューにおける事業の点検・見直しの視点（以下「視点」という）」として整理した。

将来世代への財政負担の先送りが続いている我が国の財政状況を健全化していくためには、限られた財源を有効に活用することが求められている。各府省においてはこの「視点」を踏まえた事業の不断の見直しを進め、その結果を予算額等に的確に反映させる必要がある。また、この「視点」は、「秋のレビュー」を含めた、各府省の点検が十分かについての行政改革推進会議による検証にも活用されるものである。

これに加えて、各府省における事業改善の取組に着目し、グッドプラクティスとして共有する観点から、過去に行政改革推進会議に報告された優良事業改善事例も参考として整理している。これらの事例を参考とし、既存の事業を単に継続するのではなく、常に新たな観点から事業の改善に積極的に取り組んでいくことが、各府省には求められている。

なお、「視点」は、今後の公開プロセス、「秋のレビュー」等の行政事業レビューの取組を踏まえて更に充実させていくこととする。

【本資料の見方】

事業の点検・見直しの視点

1 国費投入の必要性

レビューシートに示されている
事業の点検項目

(1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

- 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。
- 広く国民のニーズがあるか。
 - ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。

当該点検項目に関する、事業の点検に
当たってのより具体的・詳細な視点

- 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。(H26 秋のレビュー「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」(国土交通省))

○

当該点検項目及び視点に関連する、公開プロセス等における「とりまとめコメント」及び「外部有識者のコメント」の主な事例

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。](#)

その他、平成 25 年公開プロセス以降の過去の外部有識者からの指摘の事例への
リンク

事業の点検・見直しの視点

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 1 | 国費投入の必要性 | 4 |
| (1) | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | 4 |
| (2) | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | 5 |
| (3) | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | 6 |
| 2 | 事業の効率性 | 6 |
| (1) | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | 7 |
| (2) | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | 8 |
| (3) | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | 9 |
| (4) | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | 10 |
| (5) | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | 11 |
| (6) | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。 | 12 |
| (7) | その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか | 13 |
| 3 | 事業の有効性 | 13 |
| (1) | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか | 14 |
| (2) | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。 | 16 |
| (3) | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | 17 |
| (4) | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | 18 |
| 4 | その他 | 19 |
| | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。 | 19 |
| | 各府省の自主的な事業改善の取組の例 | 20 |

1 国費投入の必要性

(1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

□ 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。

□ 広く国民のニーズがあるか。

- ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
- ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。
- ・ 事業目的が既に達成されているにも関わらず事業が継続されていないか。
- ・ 事業開始後の社会情勢の変化によりニーズが失われていないか。

○ 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。(H26 秋のレビュー：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)

○ 産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、より精緻な分析、検証を行うべきではないか。(H26 秋のレビュー：大学における理工系人材育成の在り方)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。](#)

(2) 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。

- 地方の独自性や主体性が発揮されるべき取組について必要以上に国の関与がなされていないか。
 - ・ 地方公共団体において同様の制度（補助、融資、利子補給など）を有している場合、当該制度との調整ができているか。
- 個人や民間で同様の取組が期待できるのではないか。
 - ・ 民間寄附を期待できる、補助等がなくても採算がとれるなどして、国費を投入しなくても民間ベースで事業活動が行われる可能性はないか。
 - ・ 独立行政法人に委託等をしている事業で、独立行政法人の本来業務として運営費交付金で対応すべきものはないか。
- 実用化段階や普及段階に移行するなど、民間等が主体的に行うべき段階に移行しているにもかかわらず、必要以上に国の関与が継続されていないか。
- 大胆かつ柔軟な民間の活用により、社会課題の解決が図れないか。

- 本事業は地方自治体の自主性・創意工夫に任せるべき、国は地方自治体の動向を踏まえた支援を考えるべき。（H26 公開プロセス：公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（文部科学省））
- 「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。（H25 秋のレビュー：資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業））
- 個人で解決できないマクロレベルのリスクは、行政が対処すべき。これは何でも行政にゆだねるということではなく、基本は小さな政府であるべきで、規制緩和を進め、民間に任せるところは任せ、補完的なイノベーションが起きる仕組みづくりを進めることが行政の役割。（国・行政のあり方懇：第4回「リスクとどう向き合うか」）

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。](#)

(3) 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。

□ 事業は、政策目的（上位の政策・施策における目的や目標）を達成するために必要かつ適切なものとなっているか。

- ・ 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっていないか。
- ・ 政策目的を達成するための手段として、補助金等を交付することが、規制的措置の導入に比して適切か。
- ・ 本来の政策目的に照らしてもなお、補助等によりモラルハザードを招いたり、不当に競争を阻害したり、市場の価格形成を歪めるおそれはないか。

□ 同様の政策目的の達成手段として位置付けられている他の事業に比して緊要性・優先度が高いものとなっているか。

□ 事業の実施に当たって、政策の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。

- ・ 政策目的の達成に向けて、事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期設定や出口戦略は明確になっているか。成果の見通しが合理的なものとなっているか。

- 本事業は4年間でターゲットとする事業場の4分の1までしか研修が実施できず、「労働災害発生率の削減」という目標を達成するための有効な手段とは言えない。同じ目標を達成するための他の施策（安全管理者の選任義務の拡大、安全推進者設置義務化の拡大）に一本化すべき。（H26 公開プロセス：中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費（厚生労働省））
- 中小企業等への規制的措置の導入を含む省エネ政策のあり方を今後検討する必要がある、その中で本事業の必要性について検討すること。（H25 公開プロセス：省エネルギー対策導入促進事業費補助金（経済産業省））
- ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。（H25 秋のレビュー：ICTを活用した教育学習の振興に関する事業）

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。](#)

2 事業の効率性

(1) 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。

□ 随意契約としている場合、合理的な理由があるか。

- ・ 入札可能性調査等を実施しているか。

□ 競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていない状況になっていないか。

- ・ 事業の支出先が特定の対象者に偏るなど、公平性や公正性を欠いていないか。

□ 仕様、入札参加資格、入札審査項目、公告期間等が実質的に入札参加の妨げとなっていないか、新規参入者を不当に不利な立場に置くものとなっていないか。

- 一者応札の対応として、競争性の確保を図る、あるいは、随意契約ならば、入札可能性調査等を実施して、より国民に対して透明性のある契約とすべき。(H26 公開プロセス：原子力発電施設等安全調査研究委託費（原子力規制委員会）)
- 特定の企業の利益とならないように、公募や選定手続きの改善（研究体制の整備状況を踏まえて選定する等）を検討すること。(H25 公開プロセス：次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発（経済産業省）)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。](#)

(2) 受益者との負担関係は妥当であるか。

□ 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性の範囲内となっているか。

- ・ 当初予定していた受益者と実際の受益者に相違はないか。
- ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か（例：事業の効果がその受講者に帰属する人材育成事業、事業の成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など）。
- ・ 施設・設備の整備等における、当該施設・設備の利用者や整備等の主体である地方自治体等の費用負担は適切か。

- 民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。（H26 秋のレビュー：女性活躍・子育て支援に関連する事業）
- 当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。（H26 秋のレビュー：水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割）
- 調査事業について、他機関との役割分担を意識しつつ、例えば、一者入札の改善のほか、特定事業者の利益になるセールス目的の調査については民間の費用負担とするなど、コスト削減の工夫を講ずるべき。（H26 公開プロセス：国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援事業（国土交通省））

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら
[受益者との負担関係は妥当であるか。](#)

(3) 単位当たりコスト等の水準は妥当か。

- 単位当たりコストとして、成果実績や活動実績 1 単位を生み出すためにどれだけの費用が必要とされたかといった数値がレビューシートに記載されているか。
 - ・ 単に予算額が記載されていないか。
- 事業目的に照らして適切な単位当たりコストとなっているか。
- 事業効果に比して事務コストが過大となっていないか。
- 費用対効果や費用便益比 (B/C) などの検討は十分に行われているか。

- 費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。(H26 秋のレビュー：時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)
- CO₂を1トン削減するため、これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。(H26 秋のレビュー：地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[単位当たりコスト等の水準は妥当か。](#)

(4) 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。

□ 補助金の交付等において不必要に団体等を経由していないか。中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることはできないか。

○ 広告啓発関連で 4,000 万円、事務所等管理費で 6,000 万円。本来各事業場が用意すべき防塵マスク等に 9,000 万円近くが拋出され、完全に無駄遣い。協会への単なる経営支援になっている。(H25 公開プロセス：東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業（厚生労働省）)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。](#)

(5) 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。

□ 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出対象の選定基準は適切か。

- ・ 地方公共団体やNPO、公益法人等に補助金等の交付を丸投げすることにより、事業目的や政策意図に即した資金配分が阻害されていないか。
- ・ 失敗した事例を含む過去の案件の検証結果が選定基準に反映されているか。

□ 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲に重点化されているか。

- ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と化しているものとなっているか。
- ・ 広報・普及啓発事業について、その対象を明確化するとともに、より効果の高い、コストのかからない媒体、手段が選択されているか。

□ 施設・設備の整備、人員配置、立地条件等が事業の内容等に照らして過大・不適切となっていないか。整備・配備基準が明確化され、緊急性のある、投資効果の高いものに絞り込まれているか。

- 各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。(H26 秋のレビュー：東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方)
- 先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。従来の事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。(H25 秋のレビュー：地球温暖化防止等に関する事業)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。](#)

(6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。

- 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。
- 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。

- 市町村への更なる周知や、街づくり施策全体の中での本施策の位置づけを明確にすることなどにより、さらなる執行率の改善を図るべき。(H25 公開プロセス：民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費（復興庁）)
- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(H25 公開プロセス：介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（厚生労働省）)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら
[不用率が大きい場合、その理由は妥当か。](#)

(7) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。

□ 市場価格や民間でのコスト等の調査、技術評価、外部有識者の知見の活用など、調達価格等の適正化に向けた取組が行われているか。

- ・ 物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。
- ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっているか。
- ・ 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等によるコスト削減が図られているか。市場価格の動向を注視し、可能な限り有利なタイミングあるいは価格での購入が図られているか。
- ・ 随意契約としている場合、価格交渉を行うなどコスト削減に向けた工夫は行っているか。
- ・ 第三者を入れたコスト検証、補助事業者に対するノウハウの提供などにより、コスト削減の取組が行われているか。

□ 国の行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たす観点から、コスト削減効果などの事業に関する情報が十分に公開されているか。

- 契約方式について工夫が必要。現状のままだと多くの検査を行い、時間を掛けた方が報酬が増える仕組みである。効率的に行うインセンティブを与える形にするべき。(H26 公開プロセス：司法解剖の実施(警察庁))
- 施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格の算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか。(H26 公開プロセス：騒音防止事業(一般防音)(防衛省))
- P D C Aには納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。(H25 秋のレビュー：安心・信頼してかかれる医療の確保に関する事業(医療サービスの機能の充実と重点化・効率化))

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。](#)

3 事業の有効性

(1) 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。

□ 事業目的に照らしてふさわしい成果目標や指標が、政策・施策等の目的と整合的な形で具体的・定量的に設定されているか。

- ・ 事業目的の達成度を測るにふさわしい成果目標が設定されているか
- ・ 成果目標は事業実施との関連性（実施から成果の発現に至る過程）を考慮して設定されているか。
- ・ 成果目標は成果実績の把握可能性を考慮して設定されているか。
- ・ 定量的な成果指標を設定することができない場合はその十分な理由があるか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、事業の妥当性を検証するための代替指標・目標が設定されているか。
- ・ 成果指標は、国費投入の成果が社会に還元されていることを分かりやすく示すことのできるものとなっているか。

□ 事業が妥当かどうかを判定するための検証がなされているか。

- ・ 成果実績は適切に把握されているか。
- ・ 目標が達成できているか、期待される十分な効果を発揮しているか。
- ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、代替指標により事業の妥当性の検証が行われているか。
- ・ 成果実績の検証を外部機関に委ねる場合、その主体・体制・方法は妥当か。

□ これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に十分反映されているか。

□ データを活用することで、科学的な事業立案や国民への事業成果の明瞭な説明が行われているか。

- アウトカム指標について、例えば、共同研究数、特許数、ライフサイクルコストの削減額など、社会に還元されることが、国民目線でわかりやすく表現できる形に見直すべき。(H26 公開プロセス：独立行政法人港湾空港技術研究所運営費交付金（研究経費）（国土交通省）)
- 政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、最低限、「認知度・到達度等の広さを図る指標」及び「理解度・満足度等の深さを測る指標」を設定すべきではないか。その上で、目的によっては行動にまでつなげたか、指標として設定すべきではないか。(H25 秋のレビュー：広報に関する事業)
- データの活用は、データと論理で一から完璧な政策を作り上げるというよりも、データを利用することで、「経験と勘に基づく良い政策」と「思いつきとでっち上げによる悪い政策」を区別するというのが現実的。マイナンバー制度もデータ蓄積に役立つのではないか。(国・行政のあり方懇：第9回「政府の機能強化と守備範囲」)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。](#)

(2) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。

□ コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すことや、同じ予算でより多くの成果を引き出すことができないか。

- ・ 外部委託の活用によりコストを削減できないか。
- ・ 既存のストックの有効活用がされているか。
- ・ 他の支援メニューとの統合や一体的な実施ができないか。
- ・ 民間からの寄付等をつのることができないか。
- ・ 諸外国、民間、地方公共団体等における事業実施の方法等に関し、より少ないコストで同様の効果が得られているものがある場合、その方法を用いることはできないか。
- ・ 他の類似の助成制度と補助率や支援対象などの面でバランスを欠いていないか。

□ 点検の充実・強化等により安全や機能性を確保することで、施設や機器等の活用期間を長期化できないか。

- オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。(H26 秋のレビュー：時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)
- 財政難の中、行政が何でもやる時代は終わり、市民のパワーをいかに活かすかが重要。そのために、行政は課題を含む情報をオープンにし、市民に働きかけ、市民も要望を出すだけでなく、動ける人は困っている人を助ける、そのような社会を目指すことが重要。(国・行政のあり方懇：第5回「ITを活用した行政の革新」)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。](#)

(3) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。

- 活動指標として、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容について定量的に説明できる指標が設定されているか。
 - ・ 活動実績として単に予算額がレビューシートに記載されていないか。
- 活動実績が十分に把握されているか。事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 事業実施の背景にある課題や、事業の進捗・事業への参加を阻害する要因が十分に分析されているか。
- 毎年ニーズを適切に把握し、必要な活動見込みが立てられているか。

- 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。(H26 秋のレビュー：住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)
- 事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。(H26 秋のレビュー：基金に関する事業)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[活動実績は見込みに見合ったものであるか。](#)

(4) 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

- 整備された個々の施設・設備の現況など事業の成果物の活用状況について適切に把握しているか。
- 施設・設備や事業の成果物が未使用又は使用実績が著しく低いといった状況になっていないか。また、その原因を分析し、必要な対応がなされているか。
- 事業から得られた成果物の全国への普及が図られているか。
- 施設・設備の整備及び維持管理について、現況や保守費用等も踏まえた上で、優先順位や採択基準を明確にして、計画的・効率的に整備、改修等が進められているか。

- 研修の手法として、e-learning 等を通じ多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。成果の横展開を図ることも重要ではないか。(H26 秋のレビュー：女性活躍・子育て支援に関連する事業)
- 活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。(H26 秋のレビュー：水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[整備された施設や成果物は十分に活用されているか。](#)

4 その他

関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で関連事業が実施されていることが把握できているか。関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉えているか。
- 関連事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になされているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化など、十分な調整・連携が図られているか。
- 各部局が垣根を越え協働することにより、課題解決力を強化できないか。

- 同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。(H26 秋のレビュー：地方の創生・活性化に関連する事業)
- プロジェクトが揉めるのは、事業の背景と目的について、大きな方向性が共有されていないとき。その解決は、役割分担の明確化ではなくて、共有プロセスのデザインが重要。それができていれば、多少のずれがあっても日本人はカバーし合うのが得意。(国・行政のあり方懇：第6回「行政の現場」)

その他の外部有識者からの指摘の事例はこちら

[関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。](#)

(参考)

各府省の自主的な事業改善の取組の例

○事業の成果や達成状況を的確に把握し事業の改善につなげた例

- ・地方公共団体のグリーン購入実施率は、平成 14 年以降着実に拡大してきたものの、ここ 3 年間は 8 割程度で頭打ちの状態。
- ・アンケート調査の結果、都道府県・政令市の実施率は 100%である一方、町村では 3 割程度が未実施。
- ・さらにヒアリングした結果、小規模団体は、人材やノウハウが不足しているため、全般的な情報提供ではなく、個別の対応や同規模団体での事例を求めていることが判明。
- ・このため、①モデルとなる団体に知見を有する人材を派遣して実務支援、②当該事例を全国に水平展開するなど、現場の実情に応じた新たな取組を実施。

<国等におけるグリーン購入推進等経費（環境省）>

○具体的な数値目標・効果指標を設定し、PDCAサイクルを強化した例

- ・無償資金協力について、これまでは個別案件ごとに目標設定の検討がなされ、目標や効果が定量的かつ体系的に示される仕組みにはなっていなかった。
- ・無償資金協力の戦略性や透明性を向上させ、相手国と日本側の関係者が共通の目標をもって案件を管理するためにも、計画段階において定量的かつ体系的な目標・効果指標を設定されることが必要。
- ・このため、施策・プロジェクトの目的や主要な類型を体系的に整理し（例：基礎教育、保健、上水道など）、類型ごとに標準的な数値目標を設定（例：新たに就学可能となった生徒数、提供した設備における手術件数、給水量など）。これにより同類型のプロジェクト間の比較可能性が高まり、有効性の検証を強化。
- ・個別案件計画時には、案件の開発課題体系における位置づけを明確にし、定量的な目標・効果指標を設定。

(指標設定の例)

ミャンマー「シヤン州ラーショー総合病院整備計画」

外来患者数（人／年）、下位医療機関からの病院への搬送数 等

<無償資金協力（外務省）>

○限られた財源の中で事業の重点化・スクラップアンドビルドに取り組んだ例

- ・ 国際機関への拠出金については、限られた財源の中で、喫緊に対応すべき国際的な課題に対応する必要。
- ・ 昨年は、「日本再興戦略」に医療の国際展開が盛り込まれ、日本企業の医療機器の開発及び販売機会の増大が期待されることとなった。
- ・ このため、世界保健機関への拠出金について、
 - ① 平成 25 年度に実施した 10 事業のうち 2 事業を終了するとともに、残りの事業についても事業の規模を見直す一方（平成 25 年度予算額約 7.9 億円のうち約 2.2 億円を削減）、
 - ② 日本再興戦略に資する「必須医療機器リストの策定事業」（新規事業）の実施のための財源（約 0.9 億円）や、
 - ③ 国際社会でニーズが高く国益にも資する「新興・再興感染症対策」の強化を図るための財源（約 0.3 億円）を確保、するなど、大幅な事業の重点化・スクラップアンドビルドを実施。

< 世界保健機関等拠出金事業（厚生労働省） >

外部有識者からの指摘の事例集

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 1 | 国費投入の必要性 | 24 |
| (1) | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | 24 |
| (2) | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | 27 |
| (3) | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | 30 |
| 2 | 事業の効率性 | 34 |
| (1) | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | 34 |
| (2) | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | 36 |
| (3) | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | 38 |
| (4) | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | 40 |
| (5) | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | 41 |
| (6) | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。 | 44 |
| (7) | その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 | 45 |
| 3 | 事業の有効性 | 48 |
| (1) | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。 | 48 |
| (2) | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。 | 54 |
| (3) | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | 56 |
| (4) | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | 57 |
| 4 | その他 | 59 |
| | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。 | 59 |

1 国費投入の必要性

(1) 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。

- 事業の目的が十分に具体的かつ明確になっているか。
- 広く国民のニーズがあるか。
 - ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 誰のニーズに応える事業なのか。一部の関係者のニーズを国民のニーズとしていないか。
 - ・ 事業目的が既に達成されているにも関わらず事業が継続されていないか。
 - ・ 事業開始後の社会情勢の変化によりニーズが失われていないか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。(住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)
- 産業界のニーズの把握が十分でないほか、各大学の学部・大学院のカリキュラムがどの程度産業界のニーズに合っているのか、これらのカリキュラムのどのような点が問題となり得るのかなど、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、より精緻な分析、検証を行うべきではないか。(大学における理工系人材育成の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 一般論として、●●が必要だというと、国はすぐに制度化・予算化してくれるが、現場では、その実施自体が目的化してしまっていて、問題解決という本来の目的が二の次になってしまうこともある。現場ニーズの視点で、自分で決められる余裕が必要。(第6回「行政の現場」)
- 今の財政の状況は、財政的幼児虐待に他ならない。財政に関わっている人には、次の世代に負担を先送りしていることをもっと自覚してほしいし、国民もそれを認識するべきである。(第8回「国や行政がやるべきことは何か」)

【平成 26 年公開プロセス】

- 震災発生直後と比較した雇用状況の改善等を踏まえ、住居・生活総合支援事業は見直し案のとおり廃止することが適当。(生活・就労総合支援事業(復興庁))
- 定住自立圏構想推進費の意義が明らかでない。推進費の効果、波及効果を

追跡、把握し公表すべき。(定住自立圏構想推進費(総務省))

- 産業界のニーズをよりしっかり把握した上で、事業・施策を進めていくべき。(産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業(文部科学省))
- 国が行うべき事業が特定できていない。
国として支援する必要性が脆弱希薄である。(「農」のある暮らしづくり交付金(農林水産省))
- 現場のニーズ・政策効果をしっかり踏まえ、今後はこれまでの成果を活用した横展開を中心とした事業に取り組むべき。(新事業活動・農商工連携等促進支援事業(中小企業・小規模事業者連携促進支援事業)(経済産業省))
- 本事業についても、当初目標としていた産学連携の指標や評価シートは既に構築されており、今後は、各大学の自主的な取組に委ねるべき。(産学連携評価モデル・拠点モデル実証事業(経済産業省))
- 住宅確保要配慮者の多様性・実態やニーズを客観的に把握して効果的な政策をゼロベースで検討すべき。(民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(国土交通省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- 「スーパーグローバル大学事業」は、事業の実施により、どのような効果を目指しているかという事業の目的が明確とは言い難く、事業内容を明確にして支援対象を限定、または、既存事業と整理統合を行うべきではないか。
(大学の教育研究の質の向上に関する事業(グローバル人材育成及び大学改革))
- 5年間で500億円の多額の税金を利用する投資であるにもかかわらず、概算要求後、安全保障という目的を外すなどそもそも目的がぶれており、本来検討しなければならない「ユーザーニーズ」や「費用対効果」も十分に検討されておらず、関係省庁との調整も十分に行われていないと判断せざるを得ない。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用)

【平成 25 年公開プロセス】

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 支援対象とすべきソーシャルビジネスがどのようなもので、産業復興支援とは何が違うのかという事業の目的・対象を再度明確にすべき。(東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業(復興庁))
- 市町村教育委員会や幼稚園などの体制やニーズにマッチしていない。

執行率も低すぎて望まれておらず廃止すべき。

政策としての発展や効果が見通せず廃止すべき。(幼児期の運動促進に関する普及啓発事業(文部科学省))

- 機関か個人か対象や目的を明確にして実施すべきである。(頭脳循環を加速する若手研究者戦略的海外派遣事業(文部科学省))
- 女性に何を求めているかが不明確、受け皿組織の意識改革がなければ解決しない。
女性の登用については法令により促進するなどの手段も考える必要。(女性・高齢者等活動支援事業(農林水産省))
- エネルギー政策の中でどういう位置付けにあるのか不明。(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発(農林水産省))
- 国が公的支出を行う意義を明確にすべき。(民間まちづくり活動促進事業(国土交通省))

1 国費投入の必要性

(2) 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。

- 地方の独自性や主体性が発揮されるべき取組について必要以上に国の関与がなされていないか。
 - ・ 地方公共団体において同様の制度（補助、融資、利子補給など）を有している場合、当該制度との調整ができていないか。
- 個人や民間で同様の取組が期待できるのではないか。
 - ・ 民間寄附を期待できる、補助等がなくても採算がとれるなどして、国費を投入しなくても民間ベースで事業活動が行われる可能性はないか。
 - ・ 独立行政法人に委託等をしている事業で、独立行政法人の本来業務として運営費交付金で対応すべきものはないか。
- 実用化段階や普及段階に移行するなど、民間等が主体的に行うべき段階に移行しているにもかかわらず、必要以上に国の関与が継続されていないか。
- 大胆かつ柔軟な民間の活用により、社会課題の解決が図れないか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべきではないか。（石油製品の品質を確保するための手法の在り方）

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- これからの時代、民間ができることは民間がやったほうが良いと思うが、パブリックでしかできない領域も存在する。公教育の話は、NPO が事例をつくって、官がそれを広げるという役割。民間の力では限界があって、そこは区別して議論しないと、一緒くたにはできない。（第2回「国民の意識の変化と民主主義の深化」）
- トрендとして国家がこれから縮小する中、低コストで如何にリスクに対処するのが問題。インフラなどのハードではなく、ソフトでどう対応力を高めるか。軽井沢の例では、学校が始まる年度初めに、子ども達には通学路の全員に挨拶をさせる。これにより、地域で自然に見守る仕組みができる。感染症対策でも、熱が37.5℃以上でたら学校に行かないことを徹底。病児保育の受け皿もあり、フローレンスのようなNPOもあるし、必ずしも行政がやる必要もない。（第4回「リスクとどう向き合うか」）
- 他方、個人で解決できないマクロレベルのリスクは、行政が対処すべき。

これは何でも行政にゆだねるということではなく、基本は小さな政府であるべきで、規制緩和を進め、民間に任せるところは任せ、補完的なイノベーションが起きる仕組みづくりを進めることが行政の役割。（第4回「リスクとどう向き合うか」）

【平成26年公開プロセス】

- 本事業は地方自治体の自主性・創意工夫に任せべき、国は地方自治体の動向を踏まえた支援を考えるべき。（公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム（文部科学省））
- 国で実施すべき事業、自治体・民間とのすみ分けを抜本的に整理する必要。（社会福祉振興助成費補助金（厚生労働省））
- すでに実用段階にある研究開発については、国の関与のあり方について見直すべき。（太陽光発電システム次世代高性能技術の開発（経済産業省））
- モデル事業としての役割は終了しており、今後は民間の主体性をより一層引き出すべく、受益者負担の在り方について検討すること。（医療機器・サービス国際化推進事業（経済産業省））

【平成25年秋のレビュー】

- 本事業の内容は、現在の形のままであれば大学の本来業務ではないかとの点から「国立大学改革」に資するものとは言い難く、大学の自主的な改革に資する事業に支援対象を限定・明確化、他の類似事業との整理統合などを行うべきではないか。（大学の教育研究の質の向上に関する事業（グローバル人材育成及び大学改革））
- 「風力発電のための送電網整備実証事業」については、ほぼ実用化のレベルと同じ規模の事業であり、横展開の可能性も低いと考えられることから、国が行うべき実証事業の範囲を超えた民間ビジネス支援となっていると考えられる。（資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業））
- 「次世代エネルギーマネジメントビジネスモデル実証事業」については、ビジネスモデルの実証は民間企業が行うべきことであり、何を実証すべきかも特定できていないことから、このままの形では事業化することは適切ではないのではないか。（資源エネルギー・環境政策に関する事業（大規模実証事業））

【平成25年公開プロセス】

- 民間寄付を中心とした仕組みに変えるべき。（文化芸術の海外発信拠点形成事業（文部科学省））

- 地域資源の活用という視点であれば、国の事業として行う必要性が見い出しがたい。仮にやるとしても地方自治体レベルで細やかな対応をした方がよい。(6次産業化整備支援事業(農林水産省))
- 調査のみ行って、その効果の判断は地域に任せるのが望ましい。調査結果の詳細を公表し、民間企業の参入を促すに留めるべし。(小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(農林水産省))
- 森林事業者、森林組合が主体的に行うべき事業ではないか。(森林施業プランナー実践力向上対策事業(農林水産省))
- 地方に任せては事業を実施することが出来ない理由を明確にすべき。(生物多様性保全活動支援事業(環境省))

1 国費投入の必要性

(3) 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。

- 事業は、政策目的（上位の政策・施策における目的や目標）を達成するために必要かつ適切なものとなっているか。
 - ・ 効果が見込めないような事業の内容や実施方法となっていないか。
 - ・ 政策目的を達成するための手段として、補助金等を交付することが、規制的措置の導入に比して適切か。
 - ・ 本来の政策目的に照らしてもなお、補助等によりモラルハザードを招いたり、不当に競争を阻害したり、市場の価格形成を歪めるおそれはないか。
- 同様の政策目的の達成手段として位置付けられている他の事業に比して緊要性・優先度が高いものとなっているか。
- 事業の実施に当たって、政策の目的と整合的で具体的な計画が策定されているか。
 - ・ 政策目的の達成に向けて、事業の全体像と工程表が明確になっているか。また、終期設定や出口戦略は明確になっているか。成果の見通しが合理的なものとなっているか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 今後増大が見込まれる介護職員の確保に向け、明確かつ具体的なビジョンを定めるとともに、各般の施策の目標、その達成状況やそれを踏まえた改善策等をレビューシート等において明らかにすべきではないか。（介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方）
- 地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO₂削減目標等を設定すべきではないか。（地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方）

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 外国では、災害の発生後、エネルギー、情報、ロジスティックスを最優先に考える。日本でも、限られた資源をどこに投入するのか、国民の中で了解を得て、優先順位を考えておくことが必要。例えば、致死率の高い感染症が発生した時のワクチンが人口に比べて半分しかない時に、誰から優先して配るべきか。（第4回「リスクとどう向き合うか」）
- 世代によって、どの政策分野に重点を置くのかが異なる。例えば、限られたお金でどれを選ぶかを考える際に、10年後の自分だったらどれを選ぶかを改めて考えることによって、「ない袖は振れない」ことを認識するべきである。（第8回「国や行政がやるべきことは何か」）

【平成 26 年公開プロセス】

- 補助金交付の必要性があるか疑問であり、補助金という手段をとることに疑問がある。また、交付決定プロセスも曖昧な点が多い。
補助金以外の手段の検討と、交付決定プロセスの明確化をすべき。(無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業) (総務省))
- 中小企業事業主への集中化や初期支援の強化等に留まらず、より効果的な助成金となるよう利用実態を踏まえた支給基準・支給要件・執行体制の見直し、義務化を含めた今後の事業展開の十分な精査など、ゼロベースで抜本的にあり方を見直すことが必要。(両立支援等助成金(子育て期の短時間勤務支援等) (厚生労働省))
- 本事業は4年間でターゲットとする事業場の4分の1までしか研修が実施できず、「労働災害発生率の削減」という目標を達成するための有効な手段とは言えない。同じ目標を達成するための他の施策(安全管理者の選任義務の拡大、安全推進者設置義務化の拡大)に一本化すべき。(中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費 (厚生労働省))
- 施策に柔軟性・機動性がない。単なる所得補填のスキームになってしまいかねない。
成果のあがらない取組に対しては抜本的な見直しを求めることが必要。
(離島漁業再生支援交付金(農林水産省))
- 本事業によって環境アセスメントの基礎情報を事前整備することと、個別事業者が環境アセスメントを行おうとする段階で支援することのどちらが費用対効果の観点からみて良いのかを明確にする必要がある。(風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業(環境省))
- 必要性の高い事業であるが、終了時期について判断ができるよう、交付対象世帯の状況の把握等を含めた成果の検証に取り組む必要がある。(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(復興庁))
- 事業の進行管理・ロードマップを明確にして透明化を図るべき。(健全者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(文部科学省))
- 当事業の目指す全体像が明確になっていない。目標年度である平成27年度で何が完成し、何が運用されるのか、民間をどのように巻き込んで行くのかの具体性が乏しい。(医療情報システム等標準化推進事業(厚生労働省))
- 達成すべき長期の目標設定や、研究開発の出口戦略を分かりやすい形で設定すべき。(太陽光発電システム次世代高性能技術の開発(経済産業省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- また、農業の競争力を高めるほうが先決であり、

- ・農地集約化の観点から増加目標を精査、
 - ・法人参入が促進される環境の整備、
 - ・販路確保などの地域サポートの充実
- などをおこなうべきではないか。(新規就農支援に関する事業)
- ICTにより教育がどう変化するのか、課題をどのような方法で解決していくのかなど、普及や教育内容の改革に向けた具体的なビジョンを策定するとともに、その効果を測る成果指標を設定すべきではないか。(ICTを活用した教育学習の振興に関する事業)
 - 本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言い難く、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。(若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業))

【平成25年公開プロセス】

- 海外制度の調査など、復興との直接的な関連が薄い事業は25年度以降は実施すべきでない。(民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(復興庁))
- 国費事業としては小規模で効果が乏しい。選択と集中による戦略的な取組が必要ではないか。(文化芸術の海外発信拠点形成事業(文部科学省))
- 少ない対象校に少ない予算を配っても効果は見込めない。
英語の指導改善に対する補助が少なく、効果が期待できない。(英語力の指導改善事業(文部科学省))
- 資産形成を伴う投資事業に補助金支援を行うことは避けるべき、ファンド制度ができた以上、補助金制度を廃止すべき、ファンドによる持分出資、融資によって黒字化が見込めるものを支援すれば良い。(6次産業化整備支援事業(農林水産省))
- 基本的には、民間の自助努力を促す融資等の施策に切り替えるべき。(果樹・茶支援対策事業のうち茶対策(農林水産省))
- 森林所有者のインセンティブを明確に。
研修を行うことで、集約化のための特別なスキルを得られるとは思えない。
プランナーの人数が増えると集約化が進んでいるのかどうかチェックすべし。(森林施業プランナー実践力向上対策事業(農林水産省))
- 人口動態の変化など社会の構造問題に対して、的確に対応できるような支援施策を検討すること。(地域商業再生事業(経済産業省))
- 中小企業等への規制的措置の導入を含む省エネ政策のあり方を今後検討する必要がある、その中で本事業の必要性について検討すること。(省エネルギー)

一対策導入促進事業費補助金（経済産業省）

- どのようなコンセプトでこの事業を実施し、最終的に何を指すのかという全体のデザインを、今後の予算執行や予算要求の過程で検討し、行政事業レビュー等を通じてその内容を明らかにしていくことが求められる。（学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業（復興庁））
- 放射性研究の取組は重要性は高い一方、全体像が見えにくい印象がある。研究全体の戦略・計画を明らかにしていくべき。（放射性物質・災害と環境に関する研究（復興庁））
- 応用段階の技術開発研究であることから、他府省のニーズと利用見込みを十分確認すべきである。（小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発（総務省））
- 緊急時の石油安定供給の確保のために必要な施設整備等について、その全体像やスケジュール感を明らかにし、国は、優先順位の高い地域から戦略的に支援を行うこと。（石油製品出荷機能強化事業費補助金（経済産業省））

2 事業の効率性

(1) 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。

- 随意契約としている場合、合理的な理由があるか。
 - ・ 入札可能性調査等を実施しているか。
- 競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていない状況になっていないか。
 - ・ 事業の支出先が特定の对象者に偏るなど、公平性や公正性を欠いていないか。
- 仕様、入札参加資格、入札審査項目、公告期間等が実質的に入札参加の妨げとなっていないか、新規参入者を不当に不利な立場に置くものとなっていないか。

【平成 26 年公開プロセス】

- 競争性の低い分野については、情報の公開など更に積極的な参入招請の措置をとる必要がある。(電子計算機運営 (警察庁))
- コスト削減に向けて、一者応札の回避のための対策が必要であり、例えば応札に参加しない業者にヒアリングを行うなどの積極的な対応をとるべきである。(外国人の出入国情報の管理 (法務省))
- 落札率が高く、再支出先とは随意契約を行っていること等を踏まえ、委託、再委託、外注の複層構造を改めるなど、事業効率の改善に努めること。(医療機器・サービス国際化推進事業 (経済産業省))
- 一者応札の対応として、競争性の確保を図る、あるいは、随意契約ならば、入札可能性調査等を実施して、より国民に対して透明性のある契約とすべき。(原子力発電施設等安全調査研究委託費 (原子力規制委員会))
- 競争性を高めるため、1者応札という結果について分析を行い、ハードウェアの分割発注、発注情報の改善など具体的な改善策について示すとともに、早急に対応を図るべきである。(指揮管理通信システムの整備 (防衛省))

【平成 25 年公開プロセス】

- 実質的に一者応札が続いており、委託先の選定が不透明。競争性の確保を含めた見直しが必要。(平和構築人材育成事業 (外務省))
- 次期の機器更新にあたっては、セキュリティを十分に勘案し、システムの安定運用を前提としつつ、1者応札の改善に向けた具体的な取組の検討を含め、さらなるコスト削減に引き続き取り組むこと。(国税総合管理 (KSK) システム (財務省))
- 公募による実施主体の選定等実施方法の検討を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(児童福祉問題調査研究事業 (厚生労働省))
- 特定の企業の利益とならないように、公募や選定手続きの改善 (研究体制

の整備状況を踏まえて選定する等)を検討すること。(次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発(経済産業省))

- 一者入札が多い、落札率が高いなどの状況を改善するよう努めるべき(河川・ダム維持管理事業(国土交通省))
- 施設の撤去・更新にあたっては、調達競争性を高め、一層のコスト削減に取り組むべき。(航空路整備事業(航空保安施設整備)(国土交通省))
- 一者応札に工夫の余地がないか改善すべき。(化学物質環境実態調査費(環境省))
- 限られた業者を前提とした調達を考える場合、単純に一般競争により決定するのではなく、数者に競わせる仕組みや、価格けん制ができるような仕組みを検討するとともに、業者側のリスクをどう取り込むのかを含めて、調達の仕組みを変えていく必要がある。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))
- レーダー装置の製造に係る一般競争は、実質的な競争の場として機能していない。

システム設計や初度費との関係を含めて、調達のあり方を検討すべき。(固定式警戒管制レーダー装置の整備(J/FPS-7)(防衛省))

2 事業の効率性

(2) 受益者との負担関係は妥当であるか。

- 適切な受益者負担がなされているか。国の負担が公益性の範囲内となっているか。
 - ・ 当初予定していた受益者と実際の受益者に相違はないか。
 - ・ 事業の効果や成果を受益する者からの負担は適切か（例：事業の効果とその受講者に帰属する人材育成事業、事業の成果が事業実施主体に帰属する調査・実証事業など）。
 - ・ 施設・設備の整備等における、当該施設・設備の利用者や整備等の主体である地方自治体等の費用負担は適切か。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 民間や地方における同様の取組、同業者や他の業種との公平性を踏まえれば、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべきではないか。（女性活躍・子育て支援に関連する事業）
- より根本的な対応としては、後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべきではないか。（医薬品に係る国民負担の軽減）
- 当初想定していた関係者の費用負担と実態がかい離しており、地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべきではないか。（水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割）

【平成 26 年公開プロセス】

- より効果的な執行に向け、補助率見直しなどを検討すべき。（地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業（文部科学省））
- 調査事業について、他機関との役割分担を意識しつつ、例えば、一者入札の改善のほか、特定事業者の利益になるセールス目的の調査については民間の費用負担とするなど、コスト削減の工夫を講ずるべき。（国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援事業（国土交通省））

【平成 25 年秋のレビュー】

- 目的達成の事業の実施方法についても、我が国の事業のやり方は民間事業者の研究開発支援の面もあることから適切とは言い難く、委託と補助の整理を行ったうえで、原則補助とし、補助率の低下や案件の絞り込みを行うべきではないか。（ICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業）

【平成 25 年公開プロセス】

(人材育成事業、調査・実証事業等の例)

- 受講者数等の正確な把握、受講料の徴収を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(がん医療に携わる医師等に対する研修事業等 (厚生労働省))
- 委託事業とすること、定額ではなく補助率を設定することも含め、企業の受益との関係を整理すべき。(民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (国土交通省))

(施設・設備の整備等に関する事業の例)

- データベースの規模や達成時期等の検証・明確化、手法の再検討、費用負担の在り方の検証を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(医療情報データベース事業 (厚生労働省))
- 法律上のミッションを果たしていくことは、必要であるものの事業収入の拡充、他施設との関係整理により効率化を含めて公文書館の今後のあり方の検討が必要と思われる。(独立行政法人国立公文書館運営交付金に必要な経費 (内閣府))
- 受益者の負担を求めることや、長期的な視野に立ってまちづくりとの連携も含め、限られた予算で効率的な維持管理を行う努力を継続すべき。(河川・ダムの維持管理事業 (国土交通省))

2 事業の効率性

(3) 単位当たりコスト等の水準は妥当か。

- 単位当たりコストとして、成果実績や活動実績1単位を生み出すためにどれだけの費用が必要とされたかといった数値がレビューシートに記載されているか。
 - ・ 単に予算額が記載されていないか。
- 事業目的に照らして適切な単位当たりコストとなっているか。
- 事業効果に比して事務コストが過大となっていないか。
- 費用対効果や費用便益比 (B/C) などの検討は十分に行われているか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 費用対効果の検証のための計画をあらかじめ公表した上で、オンライン回答率の向上への寄与度を指標として設定し、アンケート調査等により検証すべきではないか。また、今後の広報内容の重点化に資するよう、広報の狙いを明確にして、類型・媒体や対象ごとに、目的に応じて費用対効果を検証できるようにすべきではないか。(時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)
- 品質不適合事案の実態に鑑みれば、すべてのSSを対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、費用対効果を考慮して、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべきではないか。(石油製品の品質を確保するための手法の在り方)
- CO₂を1トン削減するため、これまでに実施した対策のコスト分析を進めること等により、いくらまでの費用を許容するのかの基準を可能な限り定め、費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべきではないか。(地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方)

【平成 26 年公開プロセス】

- 政策評価の費用対効果に問題があり、膨大な労力・コストを費やしている割に効果が出ていない。

政策評価を効率的・効果的にするため、仕組みの再構築、体制づくりを行い、政策評価と行政事業レビューの連携を進めるべき。(行政評価等実施事業(総務本省)(総務省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- 国が行う情報通信技術の研究開発の目的については、国が支援するものの

クライテリアがよくわからない点があり、明確になっているとは言い難く、国が行う必要性を整理すべきではないか。国が実施する場合はB/C等を計算すべきではないか。(ICTの研究開発及び高度利活用の促進に関する事業)

2 事業の効率性

(4) 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。

- 補助金の交付等において不必要に団体等を経由していないか。中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることはできないか。

【平成 25 年公開プロセス】

- 広告啓発関連で 4,000 万円、事務所等管理費で 6,000 万円。本来各事業場が用意すべき防塵マスク等に 9,000 万円近くが抛出され、完全に無駄遣い。協会への単なる経営支援になっている。(東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (厚生労働省))

2 事業の効率性

(5) 費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。

- 支出は事業目的に即して適切なものとなっているか。支出対象の選定基準は適切か。
 - ・ 地方公共団体や NPO、公益法人等に補助金等の交付を丸投げすることにより、事業目的や政策意図に即した資金配分が阻害されていないか。
 - ・ 中間段階の団体等の人件費や賃借料等の間接経費に過大な支出がされていないか。直接の補助に切り替えることはできないか。
 - ・ 失敗した事例を含む過去の案件の検証結果が選定基準に反映されているか。
- 補助等の対象は、優先順位を明らかにし、事業効果が十分に見込まれるものや普及が進んでいないものなど適切な範囲に重点化されているか。
 - ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの、実質的にバラマキ的な補助事業と化しているものとなっているか。
 - ・ 広報・普及啓発事業について、その対象を明確化するとともに、より効果の高い、コストのかからない媒体、手段が選択されているか。
- 施設・設備の整備、人員配置、立地条件等が事業の内容等に照らして過大・不適切とされていないか。整備・配備基準が明確化され、緊急性のある、投資効果の高いものに絞り込まれているか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべきではないか。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべきではないか。（東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方）
- 目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべきではないか。（水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割）

【平成 26 年公開プロセス】

- 風評被害対策との関連が明確な事業や効果のある事業に絞込みを行うなど、国として支援すべき対象を厳格にしていく必要がある。（福島県における観光関連復興支援事業（復興庁））
- 果樹等の品目ごと、地域ごとの資金配分が中央果実協会に丸投げになっている。
中央果実協会任せにしないで、同協会の機能を再検討すべき。（果樹・茶支

援対策事業のうち果樹対策（農林水産省））

- ステージゲート方式の下、事業の進捗や費用対効果を検証し、成果の出していない事業や、民間企業に委ねるべき事業については国の支援の在り方（支援範囲や支援の仕方等）を見直すべき。（革新的新構造材料技術開発（経済産業省））
- これまでの事業成果を分析し、我が国貿易投資促進への寄与度が高い事業に重点化して支援すべき。（貿易投資促進事業（経済産業省））
- 特定の事業者に対して支援を行う手段について、事業創設時からの変化も踏まえて、社会ニーズの高まるインフラ維持の分野など、優先分野を決めて重点化すべき。（建設企業等のための経営戦略アドバイザー事業（国土交通省））
- 緊急性が高い事業であるので、計画の策定がより促進されるよう、補助の方法について、緊急性の高いものを優先させたり、モニタリングも含め、より強力な誘導方策も検討するなど改善すべき。（都市安全確保促進事業（国土交通省））

【平成 25 年秋のレビュー】

- 先進性、費用対効果、有効性、波及性の点で適切でないものや民間・自治体が行うべきものが支援対象となっており、効果の検証方法を確立し支援対象を限定すべきではないか。

従来 of 事業の検証を厳格に行い、その結果をもとに、普及可能性の高い事業に絞りこむとともに、民間や自治体が行うべきものは民間や自治体に任せ、国として支援すべき対象を厳選すべきではないか。（地球温暖化防止等に関する事業）

- 政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、（中略）、特に、費用対効果、広報の内容の質に重点を置いて行うことが必要ではないか。（広報に関する事業）

【平成 25 年公開プロセス】

（調査・実証事業の例）

- 事業は、苫小牧に絞った方がよいのではないか。
実施個所の選定も含めて事業のやり方を精密に検証し抜本的に改善すべき。（海底下 CCS 実施のための海洋調査事業（環境省））
- 要望物質を絞り込む判断基準を明確にすべき。（化学物質環境実態調査費（環境省））

(研究開発に関する事業の例)

- 実証段階への移行における事業の絞り込みに当たっては、真に国が支援すべき必要性の高い分野や事業に重点化した施策となるよう、改善の措置を講ずること。

規制などの制度改善が必要となる部分を支援すること。(IT 融合システム開発事業 (経済産業省))

- 国際標準化等、産業横断的な分野において取組を強化すること。(次世代照明等の実現に向けた窒化物半導体等基盤技術開発 (経済産業省))
- 都道府県ごとに耐震化率の実績や取組に差が出ている以上、より取組を要する都道府県に対して、より取組を促す制度運営が望まれる。

単純に手を挙げてきた都道府県に補助金を配るという制度運営ではなく、インセンティブ、ペナルティーのあり方を考慮した制度運営に改めるべきである。

危険性、財政力など耐震化が遅れそうな施設、地域にこそインセンティブを与えるべき。目標年度を決めて最も有効な方法を考えるべき。(都道府県警察施設の耐震改修 (警察庁))

- 対策を実施する信号柱の選び方を再検討してほしい。(交通安全施設 (信号柱) の老朽化対策 (警察庁))

2 事業の効率性

(6) 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。

- 執行実績に比べて予算が過大に計上されていないか。数年にわたり不用率が高い場合、執行実績を踏まえた事業内容の改善や予算要求額の見直しは図られているか。
- 年度末執行など、予算消化のための執行が行われていないか。

【平成 25 年公開プロセス】

- 市町村への更なる周知や、街づくり施策全体の中での本施策の位置づけを明確にすることなどにより、さらなる執行率の改善を図るべき。(民間資金等活用事業による東日本大震災からの復興の促進に必要な経費(復興庁))
- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(厚生労働省))

2 事業の効率性

(7) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか

- 市場価格や民間でのコスト等の調査、技術評価、外部有識者の知見の活用など、調達価格等の適正化に向けた取組が行われているか。
 - ・ 物価や市場の実勢等を踏まえた単価等の見直しが適切に行われているか。
 - ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっているか。
 - ・ 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等によるコスト削減が図られているか。市場価格の動向を注視し、可能な限り有利なタイミングあるいは価格での購入が図られているか。
 - ・ 随意契約としている場合、価格交渉を行うなどコスト削減に向けた工夫は行っているか。
 - ・ 第三者を入れたコスト検証、補助事業者に対するノウハウの提供などにより、コスト削減の取組が行われているか。
- 国の行政の透明化を高め、国民への説明責任を果たす観点から、コスト削減効果などの事業に関する情報が十分に公開されているか。

【平成26年公開プロセス】

- 次期の機器更新にあたっては、システムのセキュリティを確保しつつ、最新技術の導入によるサーバ等の機器構成等の見直しなど、コスト削減のための検討を引き続き行うこと。(予算編成支援システム(財務省))
- 次期の機器更新にあたっては、セキュリティの確保、システムの安定運用を前提としつつ、機器の集約化等を検討し、更なるコスト削減に努めること。(国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進及び納税者等利便向上事業)(財務省))
- 契約方式について工夫が必要。現状のままだと多くの検査を行い、時間を掛けた方が報酬が増える仕組みである。効率的に行うインセンティブを与える形にするべき。(司法解剖の実施(警察庁))
- ハードウェアの仮想化や、メンテナンスしやすい新規システムの構築等の費用削減方策を検討すべきである。(検察総合情報管理システムの運営(法務省))
- 1者応札の場合に随契にしてコスト削減交渉を行う等の方法を検討。(食の生産資材安全確保対策事業(農林水産省))
- 国家備蓄基地間や、民間基地とのコスト比較等により、随意契約の枠組みであっても、更なるコスト削減に向けた取組を行うべき。(国家備蓄石油管理等委託費(石油ガス)(経済産業省))

- ライフサイクルコストの視点を重視し、例えば、観測機器の調達方法の改善や、観測機器の高度化に応じた新たなメンテナンス方法の導入などの工夫により、観測に必要なコストの削減を図るべき。(アメダス観測業務(国土交通省))
- 随意契約に移行し、企業との交渉等によるコスト削減を図るべきである。その際(随意契約に移行する際)、他の選択肢がない事を示すべきである。(潜水艦の主蓄電池の換装及び購入(防衛省))
- 施策全体としてコストダウンを図るために仕様書の作成や予定価格の算定にあたっての手引書を示すほか、コストを圧縮するためのポイントを例示してはどうか。(騒音防止事業(一般防音)(防衛省))
- 旅券関連業務全体について、歳入(旅券発給手数料)とコストを透明性を持って国民に示すとともに、間接経費を含めて総合的に検証し、コストの削減を行うことが必要。(旅券関連業務(外務省))
- 選定プロセスの詳細や入札状況の公表を促進し、透明性を高めること。(治山事業(直轄)(農林水産省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- 官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用(内閣府))
- 「石炭ガス化燃料電池複合発電実証事業」については、P D C Aサイクルが十分機能しているとは言い難く、
 - ・再委託先も含めた競争入札の導入
 - ・第三者の専門家を入れた国によるコスト検証の仕組みの導入
 などによるコスト削減を図るべきではないか。(資源エネルギー・環境政策に関する事業(大規模実証事業))
- P D C Aには納税者の視点が不可欠だが、医療費の仕組み、現状や公定価格である診療報酬の改定プロセスが国民に十分に伝えられているとは言い難い。(安心・信頼してかけられる医療の確保に関する事業(医療サービスの機能の充実と重点化・効率化))

【平成 25 年公開プロセス】

- 支出金額の合理性の追求をより徹底すべき。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発(総務省))
- 「単位あたりコスト」が高い分、求職ナビゲーターの支援対象は最も効果

- 的な範囲に限定するべき。(非正規労働者総合支援事業推進費(厚生労働省))
- 契約価格の見直しは、不断に行うべきである。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))
 - 経費削減効果に関するデータをよりわかりやすく開示すべき。(総務省所管府省共通情報システムの一元的な管理・運営(総務省))

3 事業の有効性

(1) 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか

- 事業目的に照らしてふさわしい成果目標や指標が、具体的・定量的に設定されているか。
 - ・ 事業目的の達成度を測るにふさわしい成果目標が設定されているか
 - ・ 成果目標は事業実施との関連性（実施から成果の発現に至る過程）を考慮して設定されているか。
 - ・ 成果目標は成果実績の把握可能性を考慮して設定されているか。
 - ・ 定量的な成果指標を設定することができない場合はその十分な理由があるか。
 - ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、事業の妥当性を検証するための代替指標・目標が設定されているか。
 - ・ 成果指標は、国費投入の成果が社会に還元されていることを分かりやすく示すことのできるものとなっているか。
- 事業が妥当かどうかを判定するための検証がなされているか。
 - ・ 成果実績は適切に把握されているか。
 - ・ 目標が達成できているか、期待される十分な効果を発揮しているか。
 - ・ 定量的な成果指標が設定されていない場合、代替指標により事業の妥当性の検証が行われているか。
 - ・ 成果実績の検証を外部機関に委ねる場合、その主体・体制・方法は妥当か。
- これまでの事業実施の検証結果が事業内容の改善等に十分反映されているか。
- データを活用することで、科学的な事業立案や国民への事業成果の明瞭な説明が行われているか。

【平成26年秋のレビュー】

- 計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべきではないか。（地方の創生・活性化に関連する事業）
- 複数ある事業メニューの一部にしか対応しない成果目標となっていたり、事業の成果と関連が薄いマクロな指標での成果目標となっていたりするなど、いずれも成果目標の設定が適切でない認められる。事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべきではないか。（地方の創生・活性化に関連する事業）
- 評価の基準・指標を明らかにした上で、拠出を行っている国際機関に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、その評価結果を活用し、行政事業レビュー等を通じ拠出の妥当性を論理的に説明すべきではないか。（国際機関への拠出金等に関するPDCAサイクルの在り方）

- 東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できないと考えられることから、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべきではないか。また、メダル獲得数と合わせて、各種目の競技人口のすそ野の広がり等も定量的に測定し、検証すべきではないか。（東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方）

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 日本では客観的データに基づいた科学的な政策の現状分析が全く行われていないのではないかと。科学的な現状分析が行われない原因の一端は必要なデータの蓄積が圧倒的に不足していることにあるのではないかと。このため、都合の良いサンプルデータなどによる論理づけが横行する恐れがある。（第9回「政府の機能強化と守備範囲」）
- 恣意や操作の入り込む余地のない定量化が重要。コンピュータ処理能力の向上に伴って大量のデータ処理が可能となり、今まで定量化できなかった分野でも定量化が進む。（第9回「政府の機能強化と守備範囲」）
- データの活用は、データと論理で一から完璧な政策を作り上げるというよりも、データを利用することで、「経験と勘に基づく良い政策」と「思いつきとでっち上げによる悪い政策」を区別するというのが現実的。マイナンバー制度もデータ蓄積に役立つのではないかと。（第9回「政府の機能強化と守備範囲」）
- 評価に携わる中で定量化（量・数値として示す）という形式ばかりが先行して実質が伴うものになっているのかどうか疑問に思うことがある。きちんとした指標が示されることが重要。（第9回「政府の機能強化と守備範囲」）

【平成26年公開プロセス】

- 「自然環境調査の成果」や「地域が自立して実施できる状態になっているか」について指標を設定する等、事業の効果を判断するための目標設定が必要である。（三陸復興国立公園再構成等推進事業費（復興庁））
- 成果を測るターゲットを明確にするとともに、出荷額等の回復が遅れている原因が何なのか、本事業で効果があるのかを改めて検証すべき。（工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業（復興庁））
- 事業目的に基づいた成果を測定できるよう成果指標の設定を行い、適切な評価を行うべき。（超小型衛星研究開発事業（文部科学省））
- 達成目標が不明確であり、事業全体を見通した目標設定が必要。相手国での制度導入、日本からの輸出や投資の拡大など、成果目標、それを踏まえた

判断基準を明確化し、事業評価の透明性を高めるべき。(貿易投資促進事業(経済産業省))

- アウトカム指標について、例えば、共同研究数、特許数、ライフサイクルコストの削減額など、社会に還元されることが、国民目線でわかりやすく表現できる形に見直すべき。(独立行政法人港湾空港技術研究所運営費交付金(研究経費)(国土交通省))
- アウトカム指標について、例えば、事業種別を勘案してそれぞれに設け、実績の推移を把握した上で受注に至るまでの各事業段階に対応させるなど、PDCAサイクルの観点を踏まえたより適切な形に見直すこと。(国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援事業(国土交通省))
- アウトカム指標の設定について、アメダス観測に特化した指標や、気象庁が提供する情報が防災・減災、国民の日常生活や産業活動につながるような指標を検討すべき。(アメダス観測業務(国土交通省))
- 成果指標・活動指標について、政策目的との関係でわかりやすくなるよう、事故数や死者数ベースにするなど、活動内容や成果等がよりはっきり示すことができるよう検討すべき。(道路事業(直轄・交通安全対策)(国土交通省))
- 効果をきちんと測定する仕組みを作るといった抜本的改善ができるまでは、本事業は一旦廃止とする。(特殊自動車における低炭素化促進事業(環境省))
- アウトカム指標については、各年度の達成状況が把握できるような中間指標の設定について検討すべき。(燃料等安全高度化対策委託費(原子力規制委員会))
- テーマ選定から評価まで同一機関によって行われているのは不透明である。(食品健康影響評価技術の研究に必要な経費(内閣府))
- 日本語研修の効果が上がるよう、研修先・候補者の選定、効果を計る指標の設定、不合格者のフォローアップ・分析を含めて、検証を行うとともに、コストの削減を図るべき。(日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業(外務省))
- 各ステージ毎にきめ細かい評価基準を再設定し、また不断の見直しを行うことが必要。(農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(農林水産省))
- 地域ごとの定量的指標の経年推移をフォローアップし、事業評価に活かすべきである。(離島漁業再生支援交付金(農林水産省))
- NGOの育成のため、草の根技術協力の第三者評価を実施して検証を行い、その結果を踏まえて、NGO側の持続性及び他のスキームとの重複にも留意しながら、より多くのNGOが参加できるよう、制度的な改善を図るべき。

(独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)(外務省))

- 各自治体の検査数・検査方法を十分に把握しつつ、検査数や人口規模等の地域の実情を踏まえた基準額に改めるとともに、検査方法や頻度の基準を設定するなど制度の見直しを着実に行うことが必要。(感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業)(厚生労働省))
- 各種対策の効果を十分に分析した上で、より効果的な事業への移行を図ることが必要。(公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等)(厚生労働省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- また、適切な成果指標が設定されているとは言い難い。エネルギー政策に関する認知、理解、行動までを目的とし、それに見合う成果指標を設定すべきではないか。(広報に関する事業)
- 政府が行う広報関係事業については、広報すること自体を目的とするのではなく、目的やターゲットを明確にした上で、最低限、「認知度・到達度等の広さを図る指標」及び「理解度・満足度等の深さを測る指標」を設定すべきではないか。その上で、目的によっては行動にまでつなげたか、指標として設定すべきではないか。その際に特に、費用対効果、広報の内容の質に重点を置いて行うことが必要ではないか。(広報に関する事業)
- 成果の検証は、「地域イノベーション戦略支援プログラム」及び「地域資源等を活用した産学連携による国際科学イノベーション拠点整備事業」について、適切に行われているとは言い難く、売上・営業利益・市場規模など定量的に効果検証を行った上で、検証結果を新規採択や事業の継続の是非に反映すべきではないか。(イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興に関する事業)
- ICT の高度利活用の推進に関する事業については、普及させるための具体的な方法が不明であるなど、その成果が十分に検証されているとは言い難く、他の地域にも普及・活用されているとは言い難い。普及の見込みの立てられない事業については、実証実験しないべきではないか。(ICT の研究開発及び高度利活用の促進に関する事業)
- このため、防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せなどへの交付対象の厳格化、PDCAサイクルに関する具体的なルールの策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。(基地周辺対策の推進に関する事業)

- その際、現在の地方に任せきりの姿勢であることを改め、交付金がどのように老朽化対策に重点的に投入されているのかについて把握・検証しその後反映していくべきではないか。

交付金の地方の裁量は認めるとしてもアウトプット(成果)の評価は徹底すべきではないか。地方のインフラ実態、更新コスト情報については、総務省とも連携しつつ、検証可能な指標を導入すべきではないか。(総合的な国土形成の推進に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

- お金を出す一方で、その分配について戦略性がなく、明確な成果目標がない。国がお金を出す以上、この点を明確にする必要がある。(都道府県警察施設の耐震改修(警察庁))
- 農産物に対する信頼度等の指標を設定し、風評被害対策全体としての目標を明らかにすべき。(農産物等消費応援事業(復興庁))
- ニーズを証明する観点からも利用者数の把握など、実態を示せる指標の設定を検討していく必要がある。(地域公共交通確保維持改善事業(復興庁))
- 定量的な成果目標を設定し、かつ、成果管理ができる仕組みを構築して、事業の抜本的な見直しを行うべきである。(全国的視点に立った人権啓発活動の実施(法務省))
- 援助の目標設定や効果測定が不十分であり、PDCAサイクルの確立を含めた有効な援助の仕組みを整備すべく、援助のあり方を抜本的に見直すべき。(貧困農民支援(無償資金協力)(外務省))
- 本事業の目標は、予算措置による導入見込み量となっており、政策的にどこまで推進するかが不明。事業目標の設定やその検証方法を検討すること。(独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金(経済産業省))
- 売上げの増加率等、的確な指標を再検討すること。(地域商業再生事業(経済産業省))
- 航空保安施設の維持更新費用や利用者側のコスト縮減効果など効率化の観点から反映された成果指標を設定し、VORの縮退を着実に進めるべき。(航空路整備事業(航空保安施設整備)(国土交通省))
- 成果指標について、事業目的である利便性や安全性の向上に着目したものとすべき。(鉄道駅総合改善事業(国土交通省))
- 職業訓練の効果の調査方法を検討して、再犯防止に効果があるとの検証を実施していくべきである。(受刑者就労支援体制等の充実(法務省))
- 相手国政府による事業成果の報告の徹底等を含め、見返り資金のあり方についても、見直しが必要。(貧困農民支援(無償資金協力)(外務省))

- 大学の教育研究水準向上のための評価手法、情報公開の改善が必要。日本人学生の英語授業前後の成績の公表と、さらに大学教育の全般にこの事業がどのような成果があったかということをも明らかにして公表すべき。(大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業(文部科学省))
- 本事業の効果としての工賃の伸び率を明確化するなど、相関関係の明確化を念頭に更なる見直しを行うことが必要。(工賃向上計画支援事業(厚生労働省))
- 予算の適正な使用や効果の分析、労働災害防止の強化の観点から事業内容・実施方法の抜本的見直しを念頭に更なる見直しを行うことが必要。(東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業(厚生労働省))
- 職業訓練の種目が建設関連に偏っている傾向があるなど、今後、社会のニーズに合ったものに変更していくべきである。(受刑者就労支援体制等の充実(法務省))
- 本事業の成果を活用し、社会還元のために効果的な手法について検討し、改善の措置を講ずること。(生活支援ロボット実用化プロジェクト(経済産業省))
- 本件事業に続く事業の実施にあたっては、本件事業の成果を見ながら、次の段階に進んだ方が良いのではないか。(次世代エンジン主要構成要素の研究試作(防衛省))

3 事業の有効性

(2) 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的に又は低コストで実施できているか。

- コストの低い他の手段で同等以上の成果を引き出すことや、同じ予算でより多くの成果を引き出すことができないか。
 - ・ 外部委託の活用によりコストを縮減できないか。
 - ・ 既存のストックの有効活用がされているか。
 - ・ 他の支援メニューとの統合や一体的な実施ができないか。
 - ・ 民間からの寄付等をつのることができないか。
 - ・ 諸外国、民間、地方公共団体等における事業実施の方法等に関し、より少ないコストで同様の効果が得られているものがある場合、その方法を用いることはできないか。
- 点検の充実・強化等により安全や機能性を確保することで、施設や機器等の活用期間を長期化できないか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の導入について検討すべきではないか。(時代に即した国勢調査の実施手法の在り方)

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- 財政難の中、行政が何でもやる時代は終わり、市民のパワーをいかに活かすかが重要。そのために、行政は課題を含む情報をオープンにし、市民に働きかけ、市民も要望を出すだけでなく、動ける人は困っている人を助ける、そのような社会を目指すことが重要。(第5回「IT を活用した行政の革新」)
- データや論理だけで演繹的に完璧な政策を作り出せるというデータ万能主義は、行き過ぎた考え方。むしろデータ・経験などを多くの人に可視化していくことで政策の改善を図ることを考えていくべきではないか。(第9回「政府の機能強化と守備範囲」)
- 行政は住民が収めた額以上の公共的事業はできない。高度経済成長期と違って、今は行政ができることが小さくなる時代。何らかの形で公共的事業を支えないといけない。それをどう楽しくデザインするかが大事。住民が公共的事業に参加するときのやりがいを作ることが大事。(第10回「未来をつくる最初の一步」)

【平成 26 年公開プロセス】

- NGOの育成のため、草の根技術協力の第三者評価を実施して検証を行い、その結果を踏まえて、NGO側の持続性及び他のスキームとの重複にも留意しながら、より多くのNGOが参加できるよう、制度的な改善を図るべき。(独立行政法人国際協力機構運営費交付金(技術協力)(外務省))
- 各自治体の検査数・検査方法を十分に把握しつつ、検査数や人口規模等の地域の実情を踏まえた基準額に改めるとともに、検査方法や頻度の基準を設定するなど制度の見直しを着実に行うことが必要。(感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業)(厚生労働省))
- 各種対策の効果を十分に分析した上で、より効果的な事業への移行を図ることが必要。(公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等)(厚生労働省))
- 耐用年数の見直しによる使用年限の延長も検討すべきではないか。(潜水艦の主蓄電池の換装及び購入(防衛省))

【平成25年秋のレビュー】

- 官民の役割分担も不明確であり、民間のニーズの把握も欠如していると判断されるが、仮に民間ニーズがあるのであれば、民間資金の活用を視野に入れるべきではないか。(広域災害監視衛星ネットワークの開発・整備・運用(内閣府))

【平成25年公開プロセス】

- 維持管理コストの削減のみならず、土地の有効活用の観点から、地域住民のニーズの反映方法や民間事業者への使用許可等の活用方法を検討すべき。また、民間の知恵を活用してPFIを導入する等を検討しても良いのではないか。(周辺財産の財産管理における緑地整備事業及び除草工事(防衛省))
- 点検とメンテナンスの合理化、全国でのベストプラクティスの共有などを進めるべき。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))
- 占用料のメリハリをつけるなど、予算以外についても防災についてインセンティブを与える方法を検討すべき。(道路事業(直轄・無電柱化推進)(国土交通省))
- 会計上の耐用年数によることなく、実際の信号柱ごとにきめ細かい点検を行って判断するように改めることが望まれる。(交通安全施設(信号柱)の老朽化対策(警察庁))

3 事業の有効性

(3) 活動実績は見込みに見合ったものであるか。

- 活動指標として、各事業における事業の箇所数、件数、人数等の事業の活動内容について定量的に説明できる指標が設定されているか。
 - ・ 活動実績として単に予算額がレビューシートに記載されていないか。
- 活動実績が十分に把握されているか。事業の執行実績、利用実績等が低調に推移していないか。
 - ・ 事業実施の背景にある課題や、事業の進捗・事業への参加を阻害する要因が十分に分析されているか。
 - ・ 予算の支出先やその費目・使途の十分な把握が行われているか。
 - ・ 最終的な資金の受け手や予算の具体的な使途がレビューシートに記載されているか。
- 毎年ニーズを適切に把握し、必要な活動見込みが立てられているか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大である。(住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保)
- 事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じており、事業の執行計画は無理のない現実的なものとは言い難く、また、需要の把握、事業の進捗管理が適切とは言い難いと考えられ、資金の滞留が認められる。(基金に関する事業)

【平成 26 年公開プロセス】

- 毎年、同じ程度の件数・予算となっており、必要な検査等を実施できてない可能性があるのではないか。(食の生産資材安全確保対策事業(農林水産省))

【平成 25 年公開プロセス】

- 実際のニーズに応じた基金交付額の算定や、基金としての実施の必要性の検討といった意見を検証し、適切に制度改正を行うことが必要。(介護基盤緊急整備等臨時特例交付金(厚生労働省))

3 事業の有効性

(4) 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。

- 整備された個々の施設・設備の現況など事業の成果物の活用状況について適切に把握しているか。
- 施設・設備や事業の成果物が未使用又は使用実績が著しく低いといった状況になっていないか。また、その原因を分析し、必要な対応がなされているか。
- 事業から得られた成果物の全国への普及が図られているか。
- 施設・設備の整備及び維持管理について、現況や保守費用等も踏まえた上で、優先順位や採択基準を明確にして、計画的・効率的に整備、改修等が進められているか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 研修の手法として、e-learning 等を通じ多数が参加できる基礎的な研修と参加者をリーダー等に限定する研修に分けて実施することも検討すべきではないか。成果の横展開を図ることも重要ではないか。(女性活躍・子育て支援に関連する事業)
- 活動内容について国が評価する仕組みを検討し、活動に関する具体的な情報やその成果・評価をホームページにおいて公表するとともに、横展開できているかを把握・評価する仕組みを導入すべきではないか。(水産業・漁村の多面的機能発揮のために国が果たすべき役割)

【平成 26 年公開プロセス】

- 事業の水平展開が効果的に行えるように工夫すべき。(女性研究者養成システム改革加速事業 (文部科学省))
- フォローアップの強化、成果を埋もれさせない努力を継続・強化・明示化する。(農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (農林水産省))

【平成 25 年秋のレビュー】

- ホームページで一元的に載せることも重要だが、ただ載せるだけでなく、「伝わる」ことを念頭において広報を行うべきではないか。政府の公用文書について検索が効率的にできるようにする工夫が必要ではないか。また、司令塔を置いて効率的に行うべきではないか。(広報に関する事業)

【平成 25 年公開プロセス】

- 各システムの利用率向上のための問題分析を行い、対策を講じるべき。そのためにも利用者側のニーズを十分把握すべき。(総務省所管府省共通情報シ

システムの一元的な管理・運営（総務省）

- 先進事例を全国に普及させるよう適切な手段を講ずるべき。（民間まちづくり活動促進事業（国土交通省））
- 引き続き、稼働状況等の的確な把握を行い、あらかじめ配備基準を策定することを検討の上、機器の計画的かつ効果的・効率的な配備・活用に努めること。また、最新の技術動向を踏まえるとともに、故障等による保守費用・期間も考慮の上、法定耐用年数にとらわれず、計画的かつ効率的な更新を行うなど、引き続き、可能な限りコスト削減に努めること。（X線検査装置整備等経費（財務省））
- 長寿命化計画等の策定を進め透明化を図るべき。（河川・ダム維持管理事業（国土交通省））

4 その他

関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担・調整が図られているか。

- 既存、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で関連事業が実施されていることが把握できているか。関連事業を可能な限り幅広い範囲で捉えているか。
- 関連事業を所管する部局間・府省間で役割分担が適切になされているか。重複排除の徹底や、より効果的・効率的な事業実施が図られるよう、連絡調整の場の設置や司令塔の明確化など、十分な調整・連携が図られているか。
- 各部局が垣根を越え協働することにより、課題解決力を強化できないか。

【平成 26 年秋のレビュー】

- 同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施するなど、各省の縦割りを排除し、ワンストップ型の政策を展開すべきではないか。（地方の創生・活性化に関連する事業）
- 同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべきではないか。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべきではないか。（地方の創生・活性化に関連する事業）
- 教育部局と社会福祉部局との連携が未だ不十分であるほか、両者の責任関係が不明確であり、利用者の立場に立ったサービスの提供がなされているとは言いがたい。例えば、事業主体・手法の一本化も含め、両者の融合を更に推進すべきではないか。（女性活躍・子育て支援に関連する事業）

【国・行政のあり方に関する懇談会における意見】

- プロジェクトが揉めるのは、事業の背景と目的について、大きな方向性が共有されていないとき。その解決は、役割分担の明確化ではなくて、共有プロセスのデザインが重要。それができていれば、多少のずれがあっても日本人はカバーし合うのが得意。（第 6 回「行政の現場」）

【平成 26 年公開プロセス】

- 子ども・若者育成支援という施策の中で、内閣府が果たすべき役割を明らかにした上で、子ども・若者育成支援地域協議会の位置付けを含め、内閣府としての施策の在り方を抜本的に再検討する必要がある。（子ども・若者育成支援推進経費（内閣府））
- 大綱、計画に基づく、各省、地方公共団体施策の進捗管理について、内閣

府のリーダーシップの強化について検討すべき。(地震対策等の推進費必要な経費(内閣府))

- 27年度以降の主体となる作業システム普及事業については、一般的な林業振興策との違いを明らかにし、復興事業として行う必要性・期間について整理する必要がある。(震災復興林業人材育成対策事業(復興庁))
- 他省庁や独法、自治体の事業にて十分に対応できるものであり、他の事業との連携・統合や、自治体の施策への一任を検討すべき。(新事業活動・農商工連携等促進支援事業(中小企業・小規模事業者連携促進支援事業)(経済産業省))
- 国道と地方道の全体を見渡して、道路管理者・警察・学校等のハード・ソフトのトータルの取組みで、最も成果が上がるように事業を実施すべき。(道路事業(直轄・交通安全対策)(国土交通省))

【平成25年秋のレビュー】

- 在外公館及び国際交流基金の文化芸術交流事業の役割分担に関する説明が不十分であり、より具体的な役割分担が必要ではないか。
在外公館は、当該国における企画・立案の司令塔としての役割や現地の政治的ネットワーク構築等に重点化する一方、国際交流基金は、専門性を活かした事業に重点化するなど、両主体の役割分担のあり方を明確化するべきではないか。(広報に関する事業)
- 「環境省の地域の省CO2施策支援関連事業全体」については、事業間の役割が整理されているとは言い難く、解決すべき政策課題の設定、目的・目標の明確化、戦略の策定を行った上で、事業を整理すべきではないか。(地球温暖化防止等に関する事業)

【平成25年公開プロセス】

- 補助目的があいまいな上に、他省庁に類似していると見える事業の存在もあり、内閣府がこの事業のまま進めていくことは大きな問題がある。(特定地域再生計画の推進に必要な経費(内閣府))
- 一般会計等も含めて他の研究予算との重複の排除や連携、具体的な成果を明確にすることについて引き続き留意しながら予算を執行し、これらの点をレビュー等を通じて国民にも分かりやすく示す必要がある。(放射性物質・災害と環境に関する研究(復興庁))
- 必要性和重複についても十分確認すべきである。(小型航空機搭載用高分解能開口レーダーの研究開発(総務省))
- 他省庁との類似事業の一本化・連携が必要であり、総合的研究体制にすべ

き。(農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発(農林水産省))

- 他省庁ではなく経済産業省が支援を行う目的を、より明確化すること。
他省庁事業との役割分担を政府全体で整理するなど、他省庁との連携強化等を検討すること。(IT 融合システム開発事業 (経済産業省))
- そもそも独立性や重複の検討が十分になされていない。(海底下 CCS 実施のための海洋調査事業 (環境省))

事業番号

0003

平成27年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

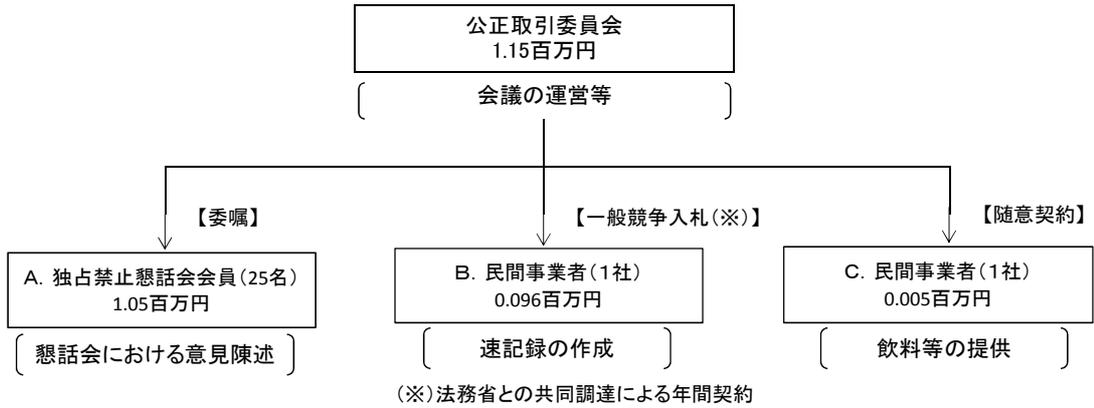
| 事業名 | 独占禁止懇話会 | | | 担当部局庁 | 経済取引局 | | 作成責任者 | | |
|----------------------------|---|-----------------|----------|----------------|--|-----------|-------------|----------------|--|
| 事業開始年度 | 昭和44年度 | 事業終了 (予定) 年度 | 終了予定なし | 担当課室 | 経済取引局総務課 | | 杉山 幸成 | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | 政策・施策名 | ③競争政策の広報・公聴等 | | | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | — | | | 関係する計画、 通知等 | — | | | | |
| 主要政策・施策 | | | | 主要経費 | その他の事項経費 | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 公正取引委員会が各界の有識者から意見を聴取するとともに、意見交換を行うことを通じて、経済社会の変化に即応した競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図る。 | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 公正取引委員会が、懇話会を開催し、その取組や競争政策の在り方等について、広く各界(学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等)の有識者と意見交換を行うもの。 | | | | | | | | |
| 実施方法 | 直接実施 | | | | | | | | |
| 予算額・ 執行額 (単位:百万円) | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度要求 | | |
| | 予算 の 状 況 | 当初予算 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.6 | | | |
| | | 補正予算 | ▲0.1 | - | - | - | | | |
| | | 前年度から繰越し | - | - | - | - | | | |
| | | 翌年度へ繰越し | - | - | - | - | | | |
| | | 予備費等 | - | - | - | - | | | |
| | | 計 | 1.5 | 1.4 | 1.6 | 1.6 | 0 | | |
| | 執行額 | | 0.5 | 0.9 | 1.1 | | | | |
| 執行率 (%) | | 33% | 64% | 69% | | | | | |
| 定量的な成果目標の設定が困難な場合 | 定量的な目標が設定できない理由 | | | | 定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績 | | | | |
| | 定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 公正取引委員会の取組や競争政策の在り方等に対する意見聴取が中心であり、これらに関して定量的な目標を示すことは困難であるところ、時宜を得た検討課題について、広く各界の有識者と意見交換を行うことにより、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図ることを目標とする。 | | | | 平成24年度から平成26年度の間計8回の会合が開催されているところ、いずれの回においても、時宜を得た検討課題となるよう、公正取引委員会が公表して間もないテーマから、会員の関心が高いと思われるものを選定し、議題としている。 | | | | |
| 事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績 | 代替目標 | 代替指標 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標最終年度 29年度 | |
| | 国民への発信力の向上 | ホームページのアクセス件数 | 実績 | | | | 415 | | |
| | | | 目標値 | | | | 450 | | |
| | | | 達成度 | % | | | | | |
| 活動指標及び活動実績 (アウトプット) | 活動指標 | | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度活動見込 | |
| | 独占禁止懇話会の開催回数 | | 活動実績 | — | 2 | 3 | 3 | | |
| | | | 当初見込み | — | 3 | 3 | 3 | 3 | |
| 単位当たりコスト | 算出根拠 | | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度見込 | |
| | 独占禁止懇話会開催に係る経費 / 開催回数 | | 単位当たりコスト | 円 | 262,533 | 288,978 | 383,133 | 546,667 | |
| | | | 計算式 | 円 /回 | 525,065/2 | 866,933/3 | 1,149,398/3 | 1,640,000/3 | |
| 平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円) | 費目 | 27年度当初予算 | 28年度要求 | 主な増減理由 | | | | | |
| | 諸謝金 | 1 | | | | | | | |
| | 委員等旅費 | 0.3 | | | | | | | |
| | 庁費 | 0.3 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 計 | 1.6 | 0 | | | | | | |

| 事業所管部局による点検・改善 | | | |
|----------------------------|--|--|--|
| 項目 | | 評価 | 評価に関する説明 |
| 国費投入の必要性 | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | | ○ 公正取引委員会が各界の有識者から意見を聴取し、それらを踏まえて競争政策を推進することは、経済社会の変化や国民・社会のニーズに適切に対応した政策を行うことにつながるものと考えられる。 |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | | ○ 有識者からの意見聴取は、実際に競争政策を実施する公正取引委員会(国)が直接行うことが効果的である。 |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | | ○ 我が国経済社会の変化に即応した競争政策を有効かつ適切に実施していくためには、定期的に各界の代表者、有識者等と意見交換を行うことが効果的な競争政策の実施に資するものである。 |
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | | ○ 速記録作成先の選定については法務省との共同調達によっており、飲料水の支出先業者の選定に当たっては、相見積りを行っている。 |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | | - |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | | ○ 旅費及び謝金は規則・統一単価に基づいて支出している。 |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | | - |
| | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | | ○ 支出は、会員への旅費、意見陳述の謝金、速記録作成、飲料水の提供のみであり、必要最小限の支出に限定している。 |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | | ○ 不用発生の原因は主に、日程調整の結果、会員の出席が6割程度にとどまった回があったことによる。 |
| その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか | | ○ 傍聴者への傍聴券の送付をFAXからPDFとすることにより、送付の際の作業効率の向上を図った。 | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか | | ○ 独占禁止懇話会は、年3回程度時宜を得た議題を設定の上、広く各界の有識者と意見交換を行い、また、会議で使用した資料や議事録等の成果物を後日公開している。これらの実績は、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、併せて競争政策に対する国民的理解の増進を図るという目標に合致するものである。 |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | | ○ 各界の代表者、有識者等と一堂に会した場で意見交換を行うことにより、公正取引委員会としては効果的かつ効果的に意見を聴取できるほか、各界の有識者等に関しても意見交換を通して競争政策に対する理解を深めてもらう機会となるため、現在の形での開催が最も意見交換の方法としては効果的であると考えられる。 |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | | ○ 毎年、3回程度の開催を見込んでいるところ、ほぼ見込みどおり開催できている。 |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | | ○ 独占禁止懇話会の議事録等の成果物は公正取引委員会のホームページ上で公表しており、これら成果物へのアクセス件数は、一月当たり約415件に上っている。 |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) | | ○ 類似の事業として「独占禁止政策地方有識者懇談会」(官房が所管)が実施されているが、これは各地方ごとに開催するもので、各地の有識者からの競争政策に関する意見・要望を把握するものであり、全国的な見地から意見を聴取する独占禁止懇話会との役割分担は適切である。 |
| | 所管府省・部局名 | 事業番号 | 事業名 |
| | 公正取引委員会事務総局官房 | 2 | 独占禁止政策地方有識者懇談会 |
| 点検・改善結果 | 点検結果 | 独占禁止懇話会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が、広く各界の有識者と意見交換を行うための会議である。会合で聴取した意見については、議事録等で公表するとともに、各種取組への反映を図っており、各界の有識者の意見を競争政策の運営にいかす貴重な機会であることから、今後も独占禁止懇話会を開催して意見聴取を行うこととする。 | |
| | 改善の方向性 | 引き続き、会合の検討議題を時宜を得たものとする、可能な限り多くの会員の出席を得られるよう早期の日程調整等に努めること等により、各界有識者に対する広報・広聴活動として成果を上げるとともに、会合開催に当たっての飲料等及び速記録の作成に係る支出については、必要最小限のものとなるようにする。 | |
| 外部有識者の所見 | | | |
| 行政事業レビュー推進チームの所見 | | | |
| 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況 | | | |
| 備考 | | | |

関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | | | |
|--------|------|--------|---|--------|---|
| 平成22年度 | ③(4) | 平成23年度 | ⑧ | 平成24年度 | ④ |
| 平成25年度 | ③ | 平成26年度 | ③ | | |

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかについて
 補足する)
 (単位:百万
 円)

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|----|-----|-------------|--------------|------|-----|
| 1 | 会員A | 独占禁止懇話会への出席 | 0.1 | - | - |
| 2 | 会員B | 独占禁止懇話会への出席 | 0.1 | - | - |
| 3 | 会員C | 独占禁止懇話会への出席 | 0.1 | - | - |
| 4 | 会員D | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 5 | 会員E | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 6 | 会員F | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 7 | 会員G | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 8 | 会員H | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 9 | 会員I | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 10 | 会員J | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 11 | 会員K | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 12 | 会員L | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 13 | 会員M | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |
| 14 | 会員N | 独占禁止懇話会への出席 | 0 | - | - |

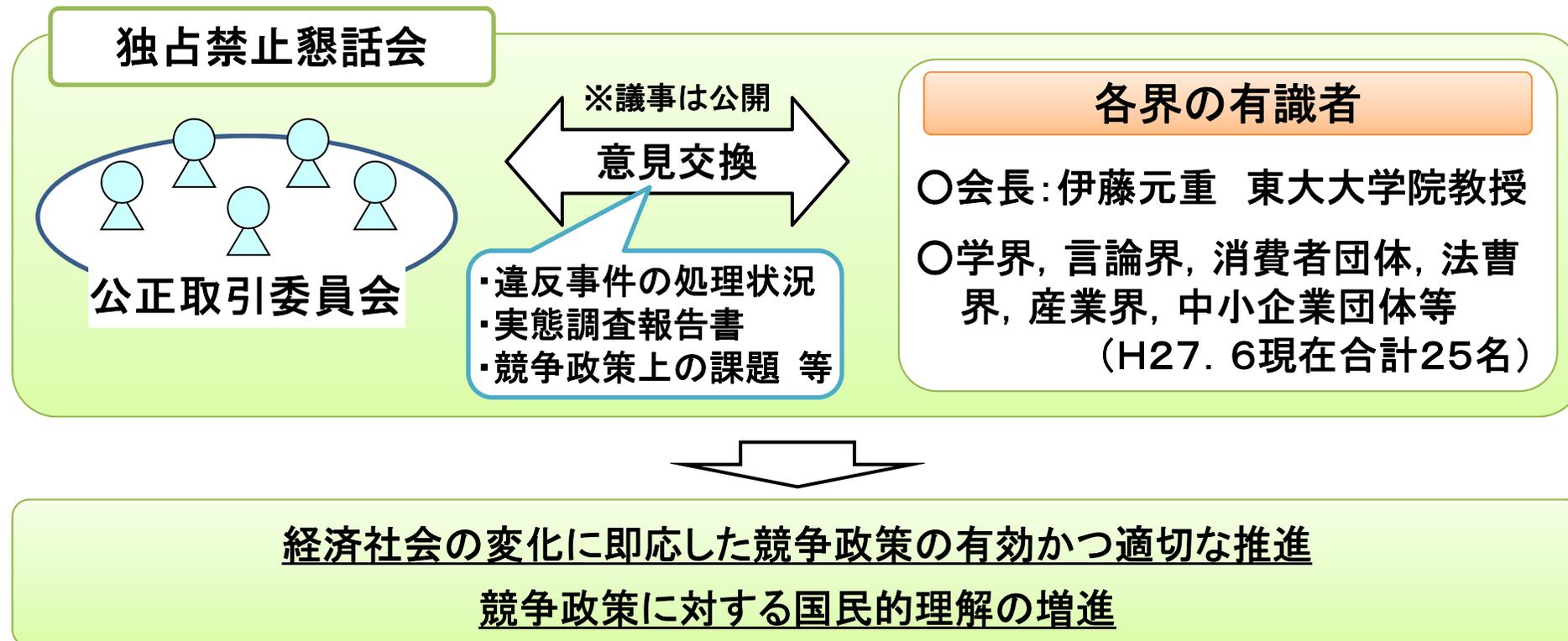
B

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|-----------|------------------|--------------|-------------|-----|
| 1 | (株)会議録研究所 | 独占禁止懇話会に係る速記録の作成 | 0.1 | 2 (共同調達) | - |

C

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|----------|--------|--------------|------|-----|
| 1 | (株)オーキッド | 飲料等の提供 | 0 | 随意契約 | - |

1. 概要



2. 活動実績等

実績(開催回数)

| 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度見込み |
|------|------|------|---------|
| 2回 | 3回 | 3回 | (3回) |

※毎年度おおむね3回開催

関係予算(27年度)

約164万円

- ・会員への謝金(約101万円)
- ・会員の旅費(約34万円)
- ・速記等(約29万円)

最近の独占禁止懇話会開催状況

| | 開催年月日 | 出席会員数／会員数 |
|-------|-------------|-----------|
| 第197回 | 平成26年 4月10日 | 21名／25名 |
| 第198回 | 平成26年 6月12日 | 17名／25名 |
| 第199回 | 平成26年12月 2日 | 16名／25名 |
| 第200回 | 平成27年 4月 8日 | 16名／25名 |
| 第201回 | 平成27年 6月12日 | 14名／25名 |

【議題】

- ・第197回
 - 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」の成立
 - 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の改定
 - 消費税転嫁対策の取組
 - OECDの活動と公正取引委員会について

- ・第198回
 - 平成25年度における独占禁止法違反事件の処理状況について
 - 平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
 - 平成25年度における主要な企業結合事例について

- ・第199回
 - 保育分野に関する調査報告書
 - 食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書
 - 優越的地位濫用事件タスクフォースにおける活動状況について

- ・第200回
 - 公的再生支援研究会の中間取りまとめ
 - 流通・取引慣行ガイドライン
 - 消費税転嫁対策の取組
 - 独占禁止法改正法の施行に係る取組

- ・第201回
 - 平成26年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 平成26年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
 - 平成26年度における主要な企業結合事例
 - 我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況

第15期独占禁止懇話会会員

[五十音順, 敬称略]

| | | |
|----|-----------------|--------------------------------|
| 会長 | 伊藤元重 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 会員 | 青木玲子 | 九州大学 副学長・理事・教授 |
| | 天野真志 | 株式会社読売新聞東京本社論説委員 |
| | 有田芳子 | 主婦連合会副会長 |
| | 井手秀樹 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| | 稲垣泰弘 | 株式会社小松製作所常務執行役員 経営管理部長 |
| | 内田晴康 | 弁護士 |
| | 及川勝 | 全国中小企業団体中央会事務局次長兼政策推進部長 |
| | 翁百合 | 株式会社日本総合研究所副理事長 |
| | 蔭山秀一 | 株式会社三井住友銀行取締役副会長 |
| | 川田順一 | JXホールディングス株式会社取締役常務執行役員 |
| | 川濱昇 | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| | 神田敏子 | 元全国消費者団体連絡会事務局長 |
| | 岸井大太郎 | 法政大学法学部教授 |
| | 児玉平生 | 毎日新聞世論調査室委員 |
| | 櫻田厚 | 株式会社モスフードサービス代表取締役 取締役会長兼取締役社長 |
| | 泉水文雄 | 神戸大学大学院法学研究科教授 |
| | 高橋伸子 | 生活経済ジャーナリスト |
| | 野原佐和子 | 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 |
| | 舟田正之 | 立教大学名誉教授 |
| | 三村優美子 | 青山学院大学経営学部教授 |
| | 村上政博 | 成蹊大学大学院法務研究科教授 |
| | 谷口肇 | 全国農業協同組合中央会専務理事 |
| | 和田寿昭 | 日本生活協同組合連合会専務理事 |
| | チャールズ D. レイク II | アフラック 日本における代表者・会長 |

(役職は平成27年6月現在)

事業番号

0007

平成27年度行政事業レビューシート(公正取引委員会)

| 事業名 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査 | | | 担当部局庁 | 経済取引局取引部 | 作成責任者 | | | | |
|-------------------------------|---|------------|--------------------------------|----------------|---|-------|--------|-----------------------|-----------------------|--|
| 事業開始年度 | 平成26年度 | 事業終了(予定)年度 | 平成30年度 | 担当課室 | 取引企画課 | 向井 康二 | | | | |
| 会計区分 | 一般会計 | | | 政策・施策名 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 | | | | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第4条、第6条、第14条、第15条 | | | 関係する計画、 通知等 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部) | | | | | |
| 主要政策・施策 | | | | 主要経費 | その他の事項経費 | | | | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | 消費税の転嫁拒否等の行為について、立場の弱い事業者が消費税の転嫁を拒否されることなどによって被害を受けたとしても、自らその被害を申し出ることが期待できない。そのため、中小企業庁と合同で書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることを目的とする。 | | | | | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。 別添可) | 大規模な書面調査を実施するため、下記内容の事業を実施する。 ①往信用封筒、返信用封筒、調査票、回答用紙・法令の概要について所要の枚数を印刷し、対象事業者約6,430,000社に対して送付する。 ②回答者からの質問については、コールセンターを設置し、コールセンターにて受け付ける。 ③回収された回答用紙は、回答内容の入力を行い、違反の疑いのある事業者を抽出し、調査につなげる。 ④回答により転嫁拒否等の違反行為が疑われるものについては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行う。 | | | | | | | | | |
| 実施方法 | 委託・請負 | | | | | | | | | |
| 予算額・ 執行額 (単位:百万円) | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度要求 | | | |
| | 予算 の 状 況 | 当初予算 | - | - | 1,225 | 793 | | | | |
| | | 補正予算 | - | - | - | - | | | | |
| | | 前年度から繰越し | - | - | - | - | | | | |
| | | 翌年度へ繰越し | - | - | - | - | | | | |
| | | 予備費等 | - | - | - | - | | | | |
| | 計 | | 0 | 0 | 1,225 | 793 | 0 | | | |
| | 執行額 | | - | - | 501 | | | | | |
| 執行率(%) | | - | - | 41% | | | | | | |
| 成果目標及び 成果実績 (アウトカム) | 定量的な成果目標 | | 成果指標 | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 目標最終年度 30年度 | |
| | 書面調査の実施により調査対象とされた案件について事業実施期間中にすべて処理する。なお、平成26年度においては調査対象とされた案件のうち、8割以上処理する。 | | 書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数。 | | 成果実績 | % | - | - | 85.3 | |
| | | | | | 目標値 | % | - | - | 80 | |
| | | | | | 達成度 | % | - | - | 100% | |
| 活動指標及び 活動実績 (アウトプット) | 活動指標 | | | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度活動見込 | |
| | 書面調査発送数 | | 活動実績 | | 万件 | - | - | 695 | | |
| | | | 当初見込み | | 万件 | - | - | 439 | 643 | |
| 単位当たり コスト | 算出根拠 | | | | 単位 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度見込 | |
| | 大規模書面調査に係る経費/書面調査票発送数 | | 単位当たり コスト | | | - | - | 72 | 123 | |
| | | | 計算式 | | / | - | - | 501,324,405/6,950,999 | 792,604,000/6,431,332 | |
| 平成27・28年度 予算内訳 (単位:百万円) | 費目 | 27年度当初予算 | 28年度要求 | 主な増減理由 | | | | | | |
| | 消費税転嫁等対策委託費 | 793 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | 計 | 793 | 0 | | | | | | | |

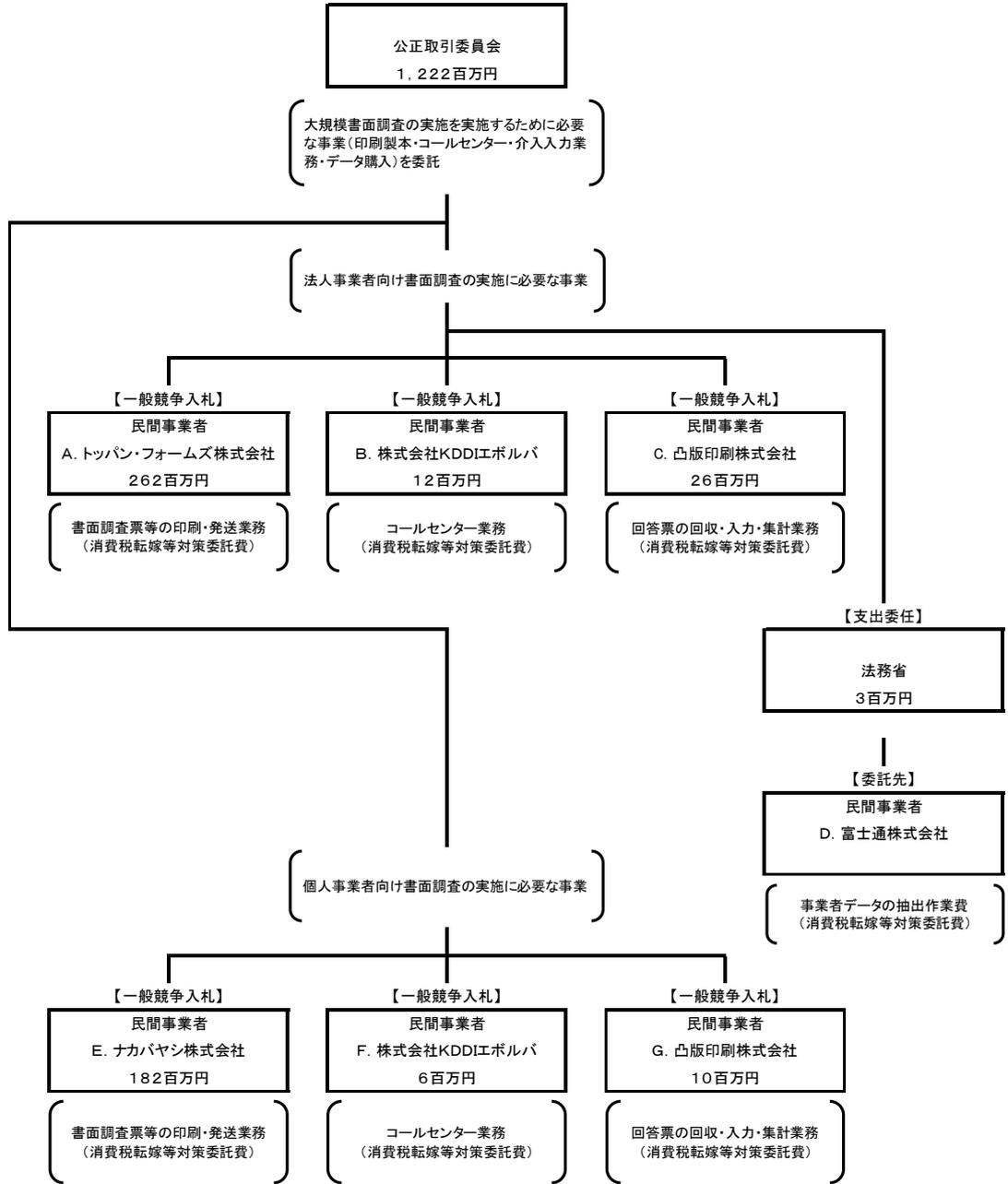
| 事業所管部局による点検・改善 | | | | |
|-------------------------|--|--|--|----------------------|
| 項目 | | 評価 | 評価に関する説明 | |
| 国費投入の必要性 | 事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 | | ○ 消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。 | |
| | 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 | | ○ 消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。 | |
| | 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。 | | ○ 消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。 | |
| 事業の効率性 | 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 | | ○ 書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行うとともに、政府調達の方法を採用するなど広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものとしている。 | |
| | 受益者との負担関係は妥当であるか。 | | - | |
| | 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 | | ○ すべての事業において、効率的な事業の実施を図るため、一般競争入札を行うことで、コスト削減を図っている。 | |
| | 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 | | ○ 委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し合理的な支出となっているか、厳正に確認をしている。 | |
| | 費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 | | ○ 事業者からの実績報告、当該報告に基づく確定検査を実施し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。 | |
| | 不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) | | ○ 競争入札の実施によって、より安価で実施したこと、書面調査の回答率が予想より低かったことから、不用率が大きくなっている。 | |
| | その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか | | ○ 書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除し、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。 | |
| 事業の有効性 | 成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか | | ○ 成果目標(調査対象案件のうち、処理件数を8割以上とする)に対する成果実績の達成率は85.3%であり、成果目標に見合ったものである。 | |
| | 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。 | | - | |
| | 活動実績は見込みに見合ったものであるか。 | | ○ 調査対象とされたすべての事業者に対して配布しており、書面調査に係る活動実績は見込みに見合ったものである。 | |
| | 整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 | | ○ 事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。 | |
| 関連事業 | 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) | | 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行い、書面調査の要する経費を折半し支出している。 | |
| | 所管府省・部局名 | 事業番号 | | 事業名 |
| | 中小企業庁 | | | 消費税転嫁状況の監視・検査体制強化等事業 |
| 点検・改善結果 | 点検結果 | 消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査等業務については、厳正な執行に引き続き取り組む必要があり、執行に係る費用の支出について、引き続き効率的な執行に努める必要がある。 | | |
| | 改善の方向性 | 大規模書面調査を実施するに当たって、発送先の重複等による無駄が発生しないよう、消費税転嫁対策業務を執行する各省庁と情報共有を図り、効率的な執行を図る。 | | |
| 外部有識者の所見 | | | | |
| 行政事業レビュー推進チームの所見 | | | | |
| 所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況 | | | | |
| 備考 | | | | |

関連する過去のレビューシートの事業番号

| | | | | | |
|--------|--|--------|-------|--------|--|
| 平成22年度 | | 平成23年度 | | 平成24年度 | |
| 平成25年度 | | 平成26年度 | 新26-1 | | |

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



| A. | | | E. | | |
|-----------------|-----------------------------------|--------------|-----------------|----------------------------------|--------------|
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| 消費税転嫁等 対策委託費 | 法人事業者向け書面調査票等の印刷・発送 業務 | 262 | 消費税転嫁等 対策委託費 | 個人事業者向け書面調査の印刷・発送業務 | 182 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 262 | 計 | | 182 |
| B. | | | F. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| 消費税転嫁等 対策委託費 | 法人事業者向け書面調査実施に係るコ ールセンター業務 | 12 | 消費税転嫁等 対策委託費 | 個人事業者向け書面調査実施に係るコ ールセンター業務 | 6 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 12 | 計 | | 6 |
| C. | | | G. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| 消費税転嫁等 対策委託費 | 法人事業者向け書面調査実施に係る回答 票の回収・入力集計業務 | 26 | 消費税転嫁等 対策委託費 | 個人事業者向け書面調査の実施に係る回 答票の回収・入力業務 | 10 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 26 | 計 | | 10 |
| D. | | | H. | | |
| 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) | 費目 | 使 途 | 金 額 (百万円) |
| 消費税転嫁等 対策委託費 | 書面調査発送先事業者のデータ抽出作業 | 3 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 3 | 計 | | 0 |

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

支出先上位10者リスト

A.

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|----------------|---------------------------------------|--------------|------|-----|
| 1 | トッパン・フォームズ株式会社 | 法人事業者向け書面調査の実施に必要な調査票、回答票等の印刷・封入・発送業務 | 262 | 8 | - |

B

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|--------------|---|--------------|------|-----|
| 1 | 株式会社KDDIエボルバ | 法人事業者向け書面調査の発送先である回答者からの問い合わせ等の対応を行うコールセンター業務 | 12 | 6 | - |

C

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|----------|--|--------------|------|-----|
| 1 | 凸版印刷株式会社 | 法人事業者向け書面調査の実施により回収される回答票の回収・入力集計を行う業務 | 26 | 4 | - |

D

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|---------|-------------------------------|--------------|------|-----|
| 1 | 富士通株式会社 | 法人事業者向け書面調査の発送先となる事業者のデータ抽出費用 | 3 | - | - |

E

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|-----------|---------------------------------------|--------------|------|-----|
| 1 | ナカバヤシ株式会社 | 個人事業者向け書面調査の実施に必要な調査票、回答票等の印刷・封入・発送業務 | 182 | 6 | - |

F

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|--------------|---|--------------|------|-----|
| 1 | 株式会社KDDIエボルバ | 個人事業者向け書面調査の発送先である回答者からの問い合わせ等の対応を行うコールセンター業務 | 6 | 4 | - |

G

| | 支出先 | 業務概要 | 支出額 (百万円) | 入札者数 | 落札率 |
|---|----------|--|--------------|------|-----|
| 1 | 凸版印刷株式会社 | 個人事業者向け書面調査の実施により回収される回答票の回収・入力集計を行う業務 | 10 | 7 | - |

公 取 取 第 9 6 号
20150225 中 庁 第 4 号
平 成 2 7 年 4 月

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

公 印
省 略

中 小 企 業 庁 長 官

公 印
省 略

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度）

このたび、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を他の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）に供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげるための調査を行うこととなりました。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが適切に使用しますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提出物 回答用紙（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者1社について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
(注1) 2社以上について回答される場合は、中小企業庁ホームページ（消費税転嫁等拒否に関する調査、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>）に掲載の回答用紙を印刷したもの又は同封の回答用紙をコピーしたものに回答してください。
(注2) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合や回答されたくない場合、又は現在事業を行っていない場合は、回答いただく必要はありません。
- 2 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
- 3 提出期限 平成27年6月1日（月）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成28年3月31日〕に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（平成27年5月1日から平成28年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

<お詫び> 発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金がかかります。

回答期限までは十分時間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度）
回答用紙



公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意）。 ※ **記入例** もご覧ください。
消費者との取引は、この調査の対象外です（設問に回答する必要はありません。）。

回答用紙記入日 平成 年 月 日

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は、次欄に必要事項を記入してください（可能な範囲で記入してください。連絡不可の場合は記入不要です。）。

| | | |
|----|---|---------------------------------|
| 貴社 | フリガナ | |
| | 回答された方の氏名 | (企業名は記入不要) |
| | 電話番号（携帯可） | - - |
| | 貴社の企業番号 右肩に「協力依頼」と記載 の文書に印字しています。 | J 又はKから始まる8桁の記号番号 (記入後→「B」へ) |

B 貴社が、取引先法人事業者に対して商品又はサービスを供給（販売又は提供）する価格は、どのように定められていますか。【「1」～「3」のいずれかを○で囲んでください。】

| |
|---------------------------------|
| 1 「税込み（内税）」で定められているものがある（→「C」へ） |
| 2 全て「税抜き」で定められている（→「D」へ） |
| 3 取引先法人事業者はない（設問は以上です。） |

C 「B」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で定められている価格が現在の額に変わったのはいつですか。【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】

| |
|---------------------------------------|
| 1 平成26年3月以前（消費税率引上げ前から変わっていない）（→「D」へ） |
| 2 平成26年4月以後（消費税率引上げ後に変わった）（→「D」へ） |

D 貴社が現在商品又はサービスを提供している取引先法人事業者についてお尋ねします。消費税率が8%になった後（平成26年4月1日以後）の取引に関して、貴社は、取引先法人事業者から次のいずれか又は複数の行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください。】

| |
|--|
| 1 発注前に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。（→「E」へ） |
| 2 支払時に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。（→「E」へ） |
| 3 取引先法人事業者から、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められたり、金銭やサービスを提供するよう求められたことがある。（→「E」へ） |
| 4 本体価格での交渉に応じてもらえなかったことがある。（→「E」へ） |
| 5 「1」～「4」に該当する行為は受けたことがない。（設問は以上です。） |

裏面に続きます↓

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

その取引先法人事業者が貴社に行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係や、行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「F」へ）

| | | |
|---|---|-----|
| その取引先法人事業者が行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係の有無【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】 | | 1 有 |
| | | 2 無 |
| 行為を受けた時期 | 平成 年 月頃 | |
| （その取引先法人事業者が行った行為の具体的内容を記入してください。） | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

F その取引先法人事業者の情報や貴社との取引内容等を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください。

| | | | | | |
|----------|-------|----------------------------|--------------------------|------|--|
| 取引先法人事業者 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 主な事業 | （一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など） | | | |
| | 本社所在地 | 都道府県 | | 市区町村 | |
| | | 番地等 | | | |
| | | 電話番号 | — — | | |
| 貴社との取引窓口 | 事業所名等 | | | | |
| 貴社との取引内容 | | | | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。御協力ありがとうございました。

回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。

記入例

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度） 回答用紙



公正取引委員会・中小企業庁

連絡は、公正取引委員会、中小企業庁等の官公庁の職員が、この回答用紙に記載の内容をより詳細に伺う場合にのみ行いますので、安心して記入してください。

※この調査票に関係しない内容を伺うことはありません。

※連絡不可の場合は記入不要です。

することは一切ありません。安心して

※ **記入例** もご覧ください。

答を

記入日を記入してください。

平成 2● 年 ●● 月 ●● 日

A 回答内容の確認に御協力いただき、は、次欄に必要事項を記入してください（可能な範囲で記入してください。連絡不可の場合は記入不要です。）。

| | | |
|----|--------------------------|-----------------------|
| 貴社 | フリガナ | コウトリ タロウ |
| | 回答された方の氏名 | 公 取 太 郎 (企業名は記入不要) |
| | 電話番号（携帯可） | ●●● - ●●●● - ●●●● |
| | 貴社の企業番号 | J又はKから始まる8桁の記号番号 |
| | 右肩に「協力依頼」と記載の文書に印字しています。 | K ●●●●●●●● (記入後→「B」へ) |

B 貴社に「1」に「O」をした場合は「C」に、
「2」に「O」をした場合は「D」に進んでください。

| | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 「税込み（内税）」で定められているものがある (→「C」へ) |
| 2 | 全て「税抜き」で定められている (→「D」へ) |
| 3 | 取引先法人事業者はない (設問は以上です。) |

C 「B」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で定められている価格が現在の額に変わったのはいつですか。【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】 「1」、「2」いずれの場合も「D」に進んでください。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 平成26年3月以前（消費税率引上げ前から変わっていない） (→「D」へ) |
| 2 | 平成26年4月以後（消費税率引上げ後に変わった） (→「D」へ) |

D 貴社が現在商品又はサービスを提供している取引先法人事業者についてお尋ねします。消費税率が8%になった後、「1」～「4」のいずれか又はその複数に「O」をした場合は「E」の設問にその状況を記入してください。 ※ 同封のカラー刷り資料「転嫁拒否等の行為の是正」2～3頁をご覧ください、回答ください。

| | |
|---|---|
| 1 | 発注前に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ前の全部又は一部を上乗せしたことがあったことがある。 (→「E」へ) |
| 2 | 支払時に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ前の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。 (→「E」へ) |
| 3 | 取引先法人事業者から、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められたり、金銭やサービスを提供するよう求められたことがある。 (→「E」へ) |
| 4 | 本体価格での交渉に応じてもらえなかったことがある。 (→「E」へ) |
| 5 | 「1」～「4」に該当する行為は受けたことがない。 (設問は以上です。) |

裏面に続きます↓

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

その取引先法人事業者が貴社に行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係や、行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「F」へ）

| | | | |
|---|---------------|--------------------------------------|---------------------------|
| その取引先法人事業者が行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係の有無【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】 | | <input checked="" type="radio"/> 1 有 | <input type="radio"/> 2 無 |
| 行為を受けた時期 | 平成 2● 年 ●● 月頃 | | |
| (その取引先法人事業者が行った行為の具体的内容を記入してください。) | | | |

「1」に「○」をした場合は、お分かりになる範囲でこの欄内に内容等を記入してください（関連する資料を同封することもできます。）。

※ 同封のカラー刷り資料「転嫁拒否等の行為の是正」2～3頁をご覧いただき、回答ください。

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

F その取引先法人事業者の情報や貴社との取引内容等を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください。

| | | | | | |
|----------|-------|---|---|------|--|
| 取引先法人事業者 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 主な事業 | (一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など) 各欄ともお分かりになる範囲で記入してください（資料がありましたら同封してください。）。 | | | |
| | 本社所在地 | 都道府県 | | 市区町村 | |
| | | 番地等 | 同じ名称の会社が多数存在しています。契約書や支払通知書等にありますが名称・住所などを詳細に記入いただくと、問題のある事業者が特定しやすくなります。 | | |
| | | 電話番号 | | | |
| 貴社との取引窓口 | 事業所名等 | | | | |
| 貴社との取引内容 | | | | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。御協力ありがとうございました。

回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。

平成 27 年度消費税転嫁対策特別措置法書面調査実施計画

1 書面調査の目的

特定事業者による特定供給事業者に対する消費税の転嫁拒否等の行為の有無を積極的に把握（探知）する。

2 調査対象事業者の区分及び実施件数（想定）※直近登記データ入手済み。

- ・ 供給事業者向け調査（回答任意の調査）
次のア及びイに該当する事業者を対象に実施する（平成 26 年度は法人事業者等延べ約 439 万名及び個人事業者約 350 万名に対し実施。）。
 - ア 法人向け
平成 26 年 10 月 1 日時点で所在が把握できる法人事業者等約 250～300 万名
 - イ 個人事業者向け
国税庁が選定する個人事業者約 350 万名

3 調査票等の発送時期（予定）

- (1) 調査票
 - ア 法人向け供給事業者調査
平成 27 年 4 月から同 28 年 1 月までの間に順次発送
 - イ 個人事業者向け調査
平成 27 年 11 月頃発送
- (2) 未提出者に対する調査協力依頼状（督促状）
 - ・ 供給事業者調査（法人向けのみ実施）
回答期限の 2 か月後以降に発送

4 発注方法等（支出科目：消費税転嫁対策委託費）

平成 26 年度の発注は、特定事業者調査及び供給事業者調査の一部（法人向けの印刷業務）を公正取引委員会が担当し、その他を中小企業庁が担当したが、事務が煩雑であった。このため、平成 27 年度の発注は、事務及び経費の支出を相互に委任することを公正取引委員会及び中小企業庁の担当課間で申し合わせ、供給事業者については中小企業庁が全て担当する。

- (1) 供給事業者調査（共同調達）
【法人向け供給事業者の外注業務一覧】

- ① 調査票の印刷, 封入, 差出し及び郵便差出料金の支払業務<政府調達>
- ② 照会対応(コールセンター)業務<一般競争入札>
- ③ 調査票の回収・開封, 入力, 整理・編綴, 郵便回収料金の支払及び廃棄(職員立会いによる宛先不明郵便の溶解処理)業務<政府調達>

※ 回答者の秘密保持の観点から, ①及び③の業務を同一業者が受注することは認めないものとする(平成26年度と同じ。)

※ 過年度調査票の保管, 期限後の廃棄業務(職員立会いによる溶解処理)は, 必要に応じ, 公正取引委員会・中小企業庁のそれぞれにおいて発注するものとする。<随意契約>

(2) 発信者名

公正取引委員会及び中小企業庁長官の連名とする(平成26年度と同じ。)

(3) 公印の印影印刷

本件調査対象事業者は多数あり, 送付する文書の全てに発信者の公印を押印することは非効率であるため, 公印の印影を印刷することが適当である(平成26年度と同じ。)

5 調査票の作成方針

(1) 課題の解消

平成26年度書面調査(4~6月実施分供給事業者調査)では, 調査対象事業者に対する郵便到達数の約1パーセント(約35,000件)について電話応答があった。

その結果, 回答の要否を除き意見や不満は多くなかったが, 調査対象者・当方双方の負担軽減を図るため, 寄せられた意見等については中小企業庁と意見交換の上極力反映することし, 転嫁拒否行為の端緒化のために有意義と思われる最低限必要な事項のみを回答させる様式に変更することとしたい(回答用紙は調査票と一体化する。)。

(2) 新たな課題

次回消費税率引上時期が平成27年10月から同29年4月に延期されたことから, 平成27年度の対価は, 同26年度とは異なり, 消費税率引上の影響を受けない。このため, 通常, 平成27年度の対価の額の交渉は, 同26年度に定められた額をベースに消費税率とは無関係に行われること(端緒の減少)も考えられる。

しかしながら, 特定供給事業者を支払う対価の額を内税で定め, 平成26年4月1日以後も当該対価の額を同日前(消費税率引上げ前)のまま据え置くことによる勧告事

件は現在も発生しているため、平成 27 年度の調査票は、重要案件となり得る「内税・据え置き事案」を積極的に把握する構成としたい（※特定事業者調査票の設問は、平成 26 年度と同様、供給事業者調査票の設問を裏返した内容としたい〔供給：行為を受けた⇔特定：行為を行った〕。）。

(3) 設問の流れ（調査票の構成）

- | | |
|---|---|
| A | 回答者の情報記載欄（任意） |
| B | 内税取引の有無 |
| C | 現在の取引価格が定められた時期（平成 26 年 3 月以前から据え置かれているものの有無を把握）。 |
| D | 減額，買ったたき，購入・利用・利益提供要請の有無 |
| E | Dの行為と消費税率引上げとの関係，その行為を受けた時期・具体的内容 |
| F | 問題ある特定事業者の情報記載欄 |

(4) 送付物

ア 調査票

- ・ 送り状 資料 1
- ・ 協力依頼等（公文及び回答要領を一体化したもの） 資料 2
- ・ 調査票（回答用紙を一体化したもの） 資料 3
- ・ リーフレット（昨年と同じもの） 資料 4
- ・ 返信用封筒 資料 5
- ・ 往信用封筒（資料 1～5を封入） 資料 6

イ 督促状 資料 7

以上

「協力依頼」

〒100-8978

漢字住所 1

漢字住所 2

漢字住所 3

企業名 1

企業名 2

御中

貴社の企業番号：●●●●●●●●

カスタマーバーコード印字位置

管理コード印字位置

← 回答用紙に記載いただく番号です。

中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

公正取引委員会

中小企業庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般の消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（平成27年5月1日から平成28年3月31日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日9時～18時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 携帯その他電話会社の通話料割引サービスは適用されず、発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金が掛かります。また、IP電話等一部ナビダイヤルで着信できない電話回線があります。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。回答期限までは十分時間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

中 小 企 業 庁 長 官

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度）

このたび、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を他の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）に供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげるための調査を行うこととなりました。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが適切に使用しますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提 出 物 回答用紙（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者1社について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
 - （注1） 2社以上について回答される場合は、中小企業庁ホームページ（消費税転嫁等拒否に関する調査、<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>）に掲載の回答用紙を印刷したもの又は同封の回答用紙をコピーしたものに回答してください。
 - （注2） 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合や回答されたくない場合、又は現在事業を行っていない場合は、回答いただく必要はありません。
- 2 提 出 方 法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
- 3 提 出 期 限 平成27年6月1日（月）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成28年3月31日〕に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（平成27年5月1日から平成28年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

<お詫び> 発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金がかかります。

回答期限までは十分時間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくくださいますよう、お願いいたします。

記入例

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度） 回答用紙



公正取引委員会・中小企業庁

連絡は、公正取引委員会、中小企業庁等の官公庁の職員が、この回答用紙に記載の内容をより詳細に伺う場合にのみ行いますので、安心して記入してください。

※この調査票に関係しない内容を伺うことはありません。

※連絡不可の場合は記入不要です。

することは一切ありません。安心して

※ **記入例** もご覧ください。

答

記入日を記入してください。

平成 20 年 00 月 00 日

A 回答内容の確認に御協力いただきありがとうございます。次欄に必要事項を記入してください（可能な範囲で記入してください。連絡不可の場合は記入不要です。）。

| | | |
|----|-------------------------------------|---|
| 貴社 | フリガナ | コウトリ タロウ |
| | 回答された方の氏名 | 公 取 太 郎 (企業名は記入不要) |
| | 電話番号（携帯可） | ●●● - ●●●● - ●●●● |
| | 貴社の企業番号 右肩に「協力依頼」と記載の文書に印字しています。 | J又はKから始まる8桁の記号番号 K ●●●●●●●● (記入後→「B」へ) |

B 貴社に御確認ください。業者は「1」に「O」をした場合は「C」に、
どのように定められていますか。「2」に「O」をした場合は「D」に進んでください。

| | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 「税込み（内税）」で定められているものがある（→「C」へ） |
| 2 | 全て「税抜き」で定められている（→「D」へ） |
| 3 | 取引先法人事業者はない（設問は以上です。） |

C 「B」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で定められている価格が現在の額に変わったのはいつですか。【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】
「1」、「2」いずれの場合も「D」に進んでください。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 平成26年3月以前（消費税率引上げ前から変わっていない）（→「D」へ） |
| 2 | 平成26年4月以後（消費税率引上げ後に変わった）（→「D」へ） |

D 貴社が現在商品又はサービスを提供している取引先法人事業者についてお尋ねします。
消費税率が8%になった後「1」～「4」のいずれか又はその複数に「O」をした場合は「E」の設問にその状況を記入してください。
法人事業者から次のいずれか全てを○で囲んでください。 ※ 同封のカラー刷り資料「転嫁拒否等の行為の是正」2～3頁をご覧ください、回答ください。

| | |
|---|--|
| 1 | 発注前に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ前の全部又は一部を上乗せしたことがある。（→「E」へ） |
| 2 | 支払時に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ前の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。（→「E」へ） |
| 3 | 取引先法人事業者から、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められたり、金銭やサービスを提供するよう求められたことがある。（→「E」へ） |
| 4 | 本体価格での交渉に応じてもらえなかったことがある。（→「E」へ） |
| 5 | 「1」～「4」に該当する行為は受けたことがない。（設問は以上です。） |

裏面に続きます↓

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

その取引先法人事業者が貴社に行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係や、行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「F」へ）

| | | | |
|---|---------------|--------------------------------------|---------------------------|
| その取引先法人事業者が行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係の有無【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】 | | <input checked="" type="radio"/> 1 有 | <input type="radio"/> 2 無 |
| 行為を受けた時期 | 平成 2● 年 ●● 月頃 | | |
| (その取引先法人事業者が行った行為の具体的内容を記入してください。) | | | |

「1」に「○」をした場合は、お分かりになる範囲でこの欄内に内容等を記入してください（関連する資料を同封することもできます。）。

※ 同封のカラー刷り資料「転嫁拒否等の行為の是正」2～3頁をご覧ください、回答ください。

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

F その取引先法人事業者の情報や貴社との取引内容等を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください。

| | | | | | |
|----------|-------|--|--|------|--|
| 取引先法人事業者 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 主な事業 | (一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など) 各欄ともお分かりになる範囲で記入してください（資料がありましたら同封してください。）。 | | | |
| | 本社所在地 | 都道府県 | | 市区町村 | |
| | | 番地等 | 同じ名称の会社が多数存在しています。契約書や支払通知書等にありますが名称・住所などを詳細に記入いただくと、問題のある事業者が特定しやすくなります。 | | |
| | | 電話番号 | | | |
| 貴社との取引窓口 | 事業所名等 | | | | |
| 貴社との取引内容 | | | | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。御協力ありがとうございました。

回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成27年度）
回答用紙

公正取引委員会・中小企業庁

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意）。 ※ **記入例** もご覧ください。
消費者との取引は、この調査の対象外です（設問に回答する必要はありません。）。

| | | | | |
|---------|----|---|---|---|
| 回答用紙記入日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
|---------|----|---|---|---|

A 回答内容の確認に御協力いただける場合は、次欄に必要事項を記入してください（可能な範囲で記入してください。連絡不可の場合は記入不要です。）。

| | | | | | | | |
|----|---|------------------|---|--|--|--|------------|
| 貴社 | フリガナ | | | | | | |
| | 回答された方の氏名 | (企業名は記入不要) | | | | | |
| | 電話番号（携帯可） | - | - | | | | |
| | 貴社の企業番号 右肩に「協力依頼」と記載 の文書に印字しています。 | J又はKから始まる8桁の記号番号 | | | | | (記入後→「B」へ) |

B 貴社が、取引先法人事業者に対して商品又はサービスを供給（販売又は提供）する価格は、どのように定められていますか。【「1」～「3」のいずれかを○で囲んでください。】

- | |
|---------------------------------|
| 1 「税込み（内税）」で定められているものがある（→「C」へ） |
| 2 全て「税抜き」で定められている（→「D」へ） |
| 3 取引先法人事業者はない（設問は以上です。） |

C 「B」で「1」に○をされた方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で定められている価格が現在の額に変わったのはいつですか。【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】

- | |
|---------------------------------------|
| 1 平成26年3月以前（消費税率引上げ前から変わっていない）（→「D」へ） |
| 2 平成26年4月以後（消費税率引上げ後に変わった）（→「D」へ） |

D 貴社が現在商品又はサービスを供給している取引先法人事業者についてお尋ねします。
消費税率が8%になった後（平成26年4月1日以後）の取引に関して、貴社は、取引先法人事業者から次のいずれか又は複数の行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください。】

- | |
|--|
| 1 発注前に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。（→「E」へ） |
| 2 支払時に、消費税率が8%になった後の対価の額（税込み額）を、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしない額とされたことがある。（→「E」へ） |
| 3 取引先法人事業者から、商品を購入するよう又はサービスを利用するよう求められたり、金銭やサービスを提供するよう求められたことがある。（→「E」へ） |
| 4 本体価格での交渉に応じてもらえなかったことがある。（→「E」へ） |
| 5 「1」～「4」に該当する行為は受けたことがない。（設問は以上です。） |

裏面に続きます↓

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数に○をされた方にお尋ねします。

その取引先法人事業者が貴社に行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係や、行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「F」へ）

| | | |
|---|----|-----|
| その取引先法人事業者が行った行為と消費税率が8%に引き上げられたこととの関係の有無【「1」又は「2」のいずれかを○で囲んでください。】 | | 1 有 |
| | | 2 無 |
| 行為を受けた時期 | 平成 | 年 |
| 月頃 | | |
| (その取引先法人事業者が行った行為の具体的内容を記入してください。) | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

F その取引先法人事業者の情報や貴社との取引内容等を、可能な範囲でなるべく詳細に記入してください。

| | | | | | |
|----------|----------|----------------------------|---|------|--|
| 取引先法人事業者 | フリガナ | | | | |
| | 名称 | | | | |
| | 主な事業 | (一例：小売業，卸売業，製造業，建設業，運輸業など) | | | |
| | 本社所在地 | 都道府県 | | 市区町村 | |
| | | 番地等 | | | |
| | | 電話番号 | — | — | |
| | 貴社との取引窓口 | 事業所名等 | | | |
| 貴社との取引内容 | | | | | |

※ 記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。御協力ありがとうございました。

回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。

転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成30年9月30日までの措置）^(※1)。

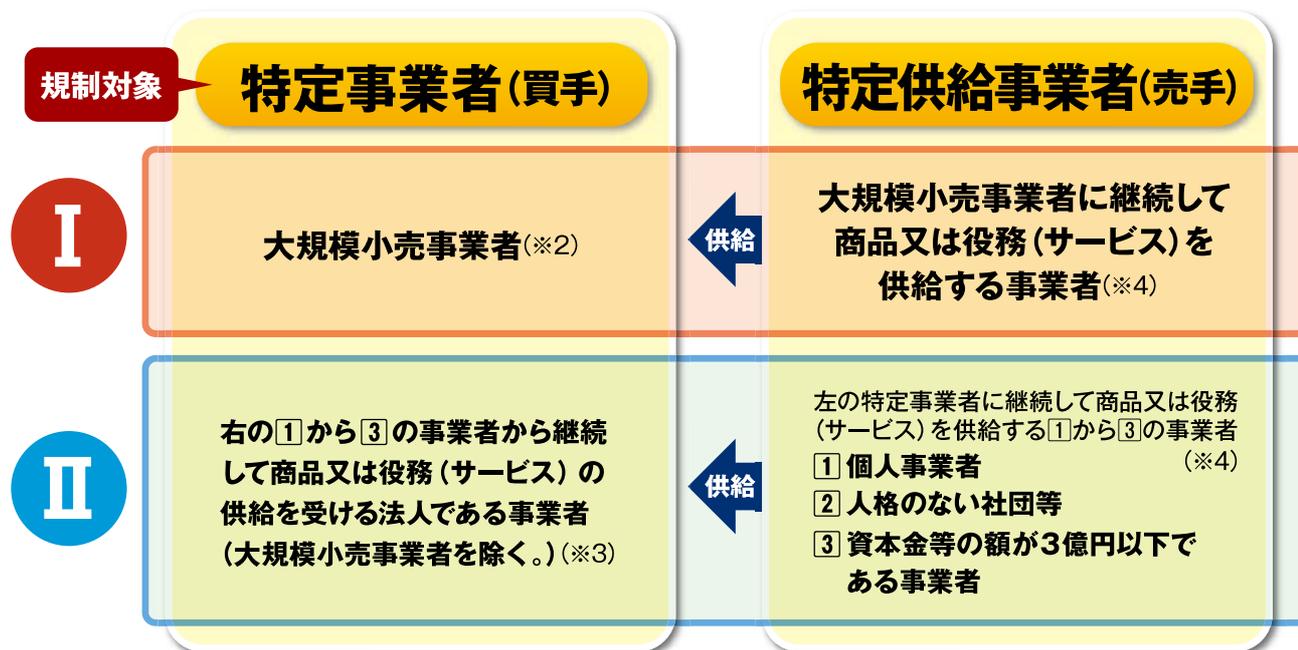
今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

(※1) 法律改正（平成27年3月31日成立）により、消費税転嫁対策特別措置法の期限については、平成29年3月31日から平成30年9月30日に延長されました。

▶ 消費税の転嫁拒否等の行為の規制対象

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※2) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※3) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※4) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

▶ 消費税の転嫁拒否等の禁止行為

①減額、②買ったたき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT 1 減額

特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT 2 買ったとき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合



注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったときとはなりません】

〈具体例〉

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってははいけません。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 協賛金を要請する場合
 - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。

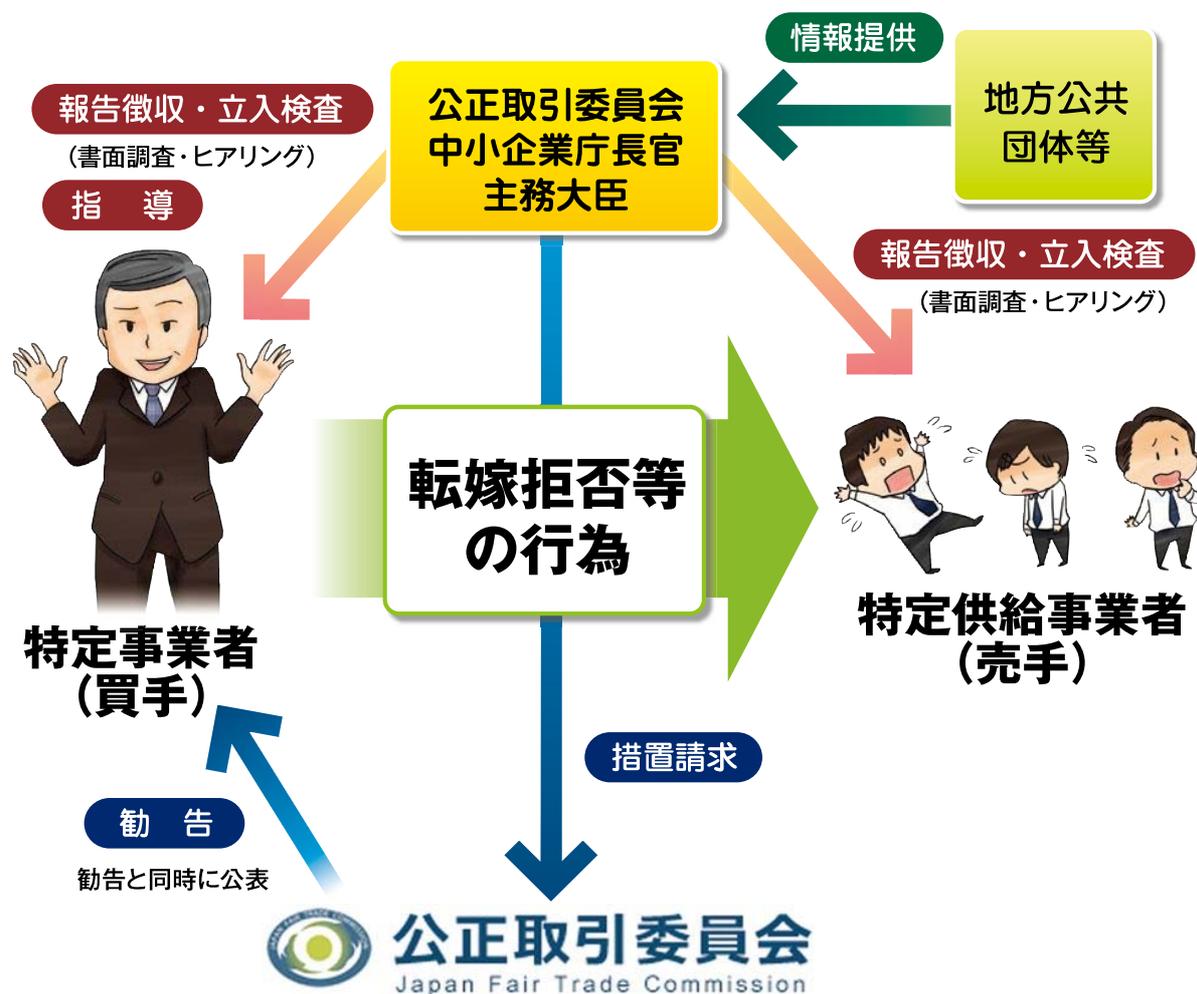
消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

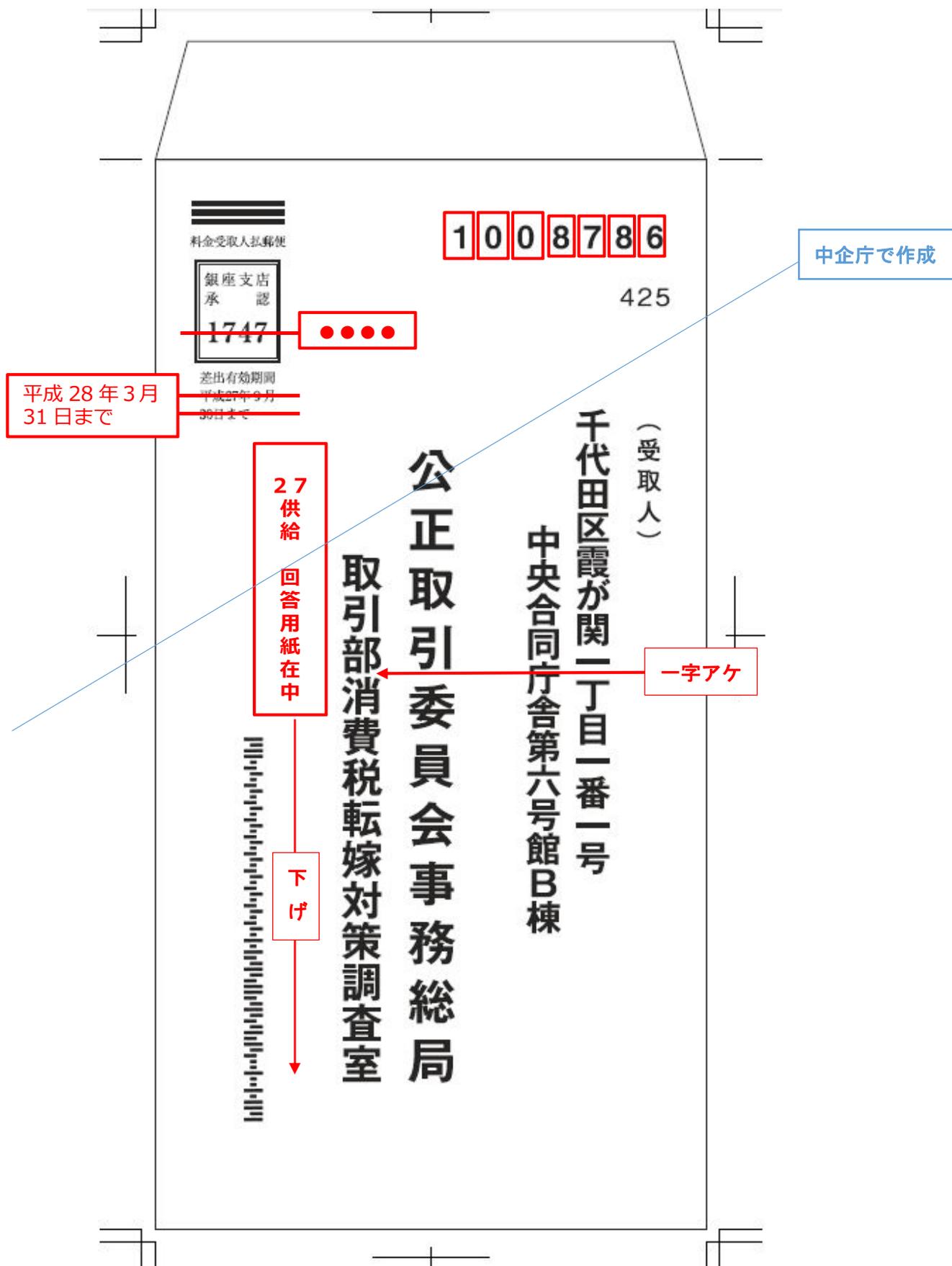
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適切な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム





長 3 (巻き三ツ), テープ付き

| | |
|---|---|
| <p>〒100-8978 漢字住所1 漢字住所2 漢字住所3</p> <p>企業名1 企業名2 御中</p> <p>貴社の企業番号：●●●●●●●●</p> <p>カスタマーバーコード印字位置 管理コード印字位置</p> | <p>料 金 別 納 郵 便</p> |
| <p>転送不要</p> | <p>お問い合わせ先 (平成27年5月1日から平成28年3月31日まで) 公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」 照会専用ナビダイヤル：0570-050-510 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く）</p> |
| <p>この郵便物（調査票）は、貴社等が取引先法人事業者から、消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないか（被害を被っていないか）の実態を把握するために、随時発送しているものです（回答は任意です）。</p> <p>● この調査に関して、官公庁の職員が、年齢や所得などの個人情報を伺うことは一切ありません。ご注意ください。</p> | <p><お詫び> 携帯その他電話会社の通話料割引サービスは適用されず、発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金がかかります。また、IP電話等一部ナビダイヤルで着信できない電話回線があります。</p> <p>回答期限までは十分時間を設けておりますので、電話がかかりづらい場 (差出人)</p> <p>中小企業庁 事業環境部 消費税転嫁対策室 〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号</p> |
| <p>中企庁 マーク</p> | |

洋0（長3長辺開き）、2か所窓空き（宛先窓及び差出人窓は「協力依頼」のレイアウトに合わせて「ロウ」で作成）、封入後ベロ糊付け



□□□□-□□□□

郵便番号
所在地

〇〇株式会社 御中

貴社の企業番号: K*****

□□□□□バーコード□□□□□

□□□□□管理コード□□□□□

お問い合わせ先（照会専用ナビダイヤル）
0570-050-510（平日9時～18時）

※平成28年3月31日まで

＜お詫び＞ 携帯その他電話会社の通話料割引サービスは適用されず、発信される方のお住まいの地域や、契約回線に応じた通話料金がかかります。また、IP電話等一部ナビダイヤルで着信できない電話回線があります。

回答期限までは十分時間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。

(還付先)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
中小企業庁
事業環境部 消費税転嫁対策室

「消費税の転嫁拒否等に関する調査」を お願いした皆様へ（御礼とお知らせ）

公正取引委員会・中小企業庁

このたびは、お忙しい中、書面調査（平成27年4～7月の間に随時発送）への御協力をお願いさせていただきましたこと、御礼申し上げます。また、お手数をお掛けいたしております。

皆様からいただきました貴重な回答は、今後の調査に活用させていただいております。

万一回答を予定されていたのに回答がお済みでない場合は、お忙しいところ恐縮ですが、「回答用紙」を提出（郵送）していただきますようお願いいたします。

※ このお知らせは、回答期限までに回答用紙の提出が確認できていない皆様に、念のためお送りしているものです。行き違いや回答を予定していない皆様には、お詫び申し上げます。

※ 調査票は、[中小企業庁ホームページ](#)→[経営サポート](#)→[取引・官公需支援](#)→[消費税価格転嫁等対策](#)からも入手可能です。

※ 書面調査への回答は任意です（回答の義務はありませんので、未提出でも御安心ください。）。